

自動車検査業務等実施要領について（依命通達）

最終改正 令和 8 年 2 月 16 日付け国自整第 239 号

（別添）

自動車検査業務等実施要領

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 職権による打刻等
- 第 3 章 自動車の検査（事務関係）
- 第 4 章 自動車の検査（技術関係）
- 第 5 章 削除
- 第 6 章 雑則

第 1 章 総則

1-1 （目的）

この自動車検査業務等実施要領（以下「要領」という。）は、職権による打刻等、自動車の検査及び二輪の小型自動車の車両番号の指定に関する実施細目を定め、これらの解釈を統一することにより、行政事務の適正かつ能率的な実施の確保を図ることを目的とする。

1-2 （自動車機構との業務協力）

自動車の検査に関しては、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）と協力し、業務の適正かつ能率的な実施の確保を図るものとする。

1-3 （用語の定義）

この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「規則」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号。以下「適用関係告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- （1）「四輪以上の自動車」とは、4 個以上の車輪を備える自動車であって、側車付二輪自動車以外のものをいう。
- （2）「走行距離計」とは、総走行距離計（オドメータ）をいう。
- （3）「自動車検査・整備情報システム」とは、検査結果データ等自動車検査にかかる各種情報を蓄積及び分析するほか、自動車整備事業者情報を管理するためのシステムをいう。
- （4）「超小型モビリティ」とは、「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十

七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）」第 1 条第 5 号に掲げる軽自動車をいう。

1-4 （検査窓口における掲示等）

1-4-1 運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）及び自動車検査登録事務所（沖縄総合事務局陸運事務所の支所を含む。以下同じ。）の検査窓口付近の適当な箇所には、検査を受ける者が見やすいように次に掲げる事項を掲示するものとする。

- (1) 申請手続の要領
- (2) 受付時間及び検査時間
- (3) 検査を行う日
- (4) その他必要な事項

1-4-2 運輸支局及び自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）の窓口には行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定による審査基準等を備えつけ、又は窓口において申請者の求めに応じて審査基準等を提示するものとする。

1-4-3 運輸支局等の構内には、駐車場所、通行区分を明確にするための標識を設置すること等により、場内の安全及び秩序の維持を図るものとする。

第 2 章 職権による打刻等

2-1 （職権による打刻）

法第 32 条に規定する職権による打刻は、あらかじめ打刻が施された金属片（以下「職権打刻プレート」という。）及び封印（以下「セキュリティラベル」という。）を車台又は原動機に標示する方法によるものとする。ただし、職権打刻プレート及びセキュリティラベルの標示可能箇所の確保が困難な場合にあっては、刻印を車台又は原動機に打ちつける方法によるものとする。

2-2 （打刻の様式）

職権による打刻の様式は次によるものとする。

2-2-1 職権打刻プレートには、職権による打刻を示す符号及び打刻番号（車台番号にあっては 6 桁、原動機の型式にあっては 3 桁とする。）の順に配列する。

（例）

国 000001

└──────────┴──────────┐
 職権による打刻を示す符号
 打刻番号

2-2-2 2-2-1 において用いる職権による打刻を示す符号及び番号の字体は(イ)及び(ロ)のとおりとする。

(イ) 職権による打刻を示す符号

国

(ロ) 番号の字体

車台番号において用いるもの

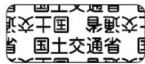
1234567890

原動機の型式において用いるもの

1234567890

2-2-3 セキュリティラベルは、次の例による。

(例)

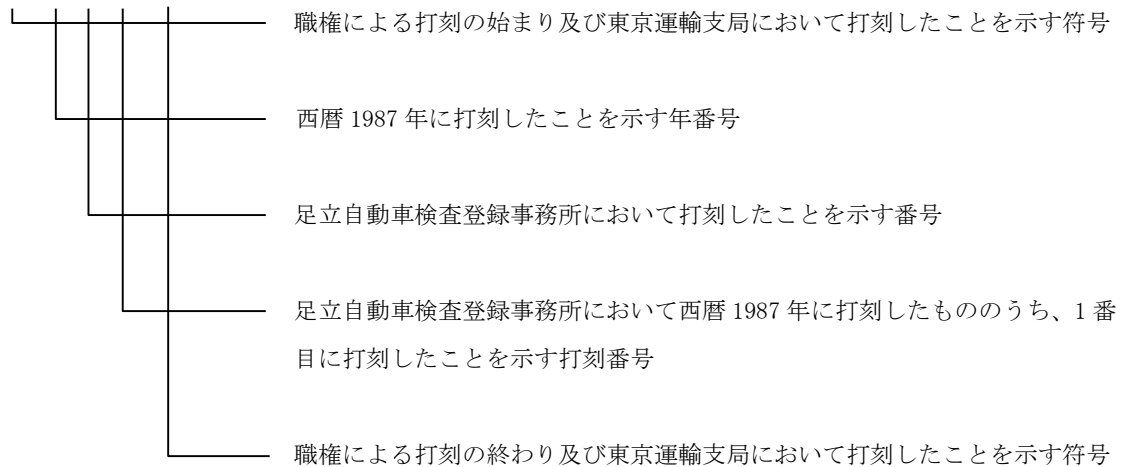


2-2-4 刻印を用いる場合は、職権による打刻の始まり及び運輸支局名を示す符号、年番号（暦年とし、打刻する年（西暦）の下一桁を用いる。以下同じ。）、打刻番号（その年において一連番号とする。以下同じ。）、職権による打刻の終わり及び運輸支局名を示す符号の順に配列する。ただし、原動機の型式について打刻をする場合は打刻番号を省略し、自動車検査登録事務所又は二以上の職権打刻担当課が設置されている運輸支局にあつては、年番号と打刻番号（原動機の型式について打刻する場合は、職権による打刻の終わり及び運輸支局名を示す符号）との間に職権打刻担当部署を示す番号を加える。

(例)

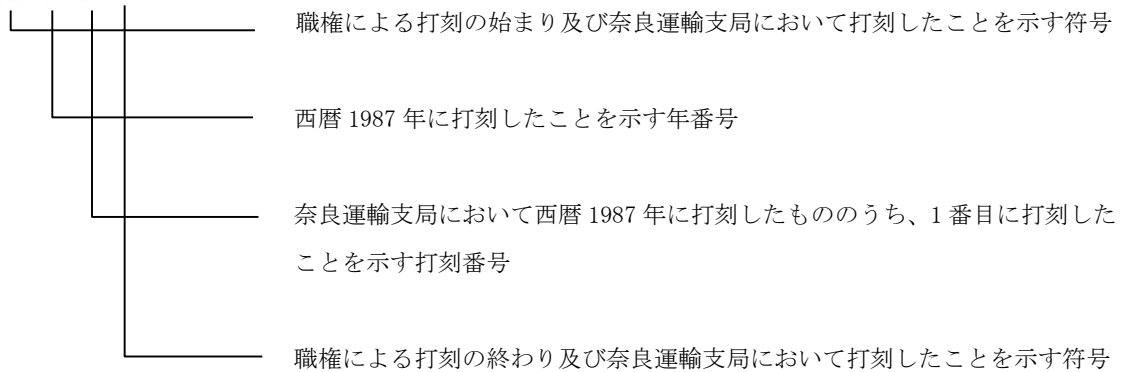
(1) 東京運輸支局足立自動車検査登録事務所の場合

東 7 2 1 東



(2) 奈良運輸支局の場合

奈 7 1 奈



2-2-5 2-2-4において用いる職権による打刻及び運輸支局名を示す符号並びに番号の字体は下表(イ)及び(ロ)のとおりとする。

(イ) 職権による打刻及び運輸支局名を示す符号

運輸支局名	符 号	運輸支局名	符 号	運輸支局名	符 号
東 京	东	奈良	奈	鹿児島	兎
神 奈 川	申	滋 賀	加	新 潟	斤
埼 玉	王	和 歌 山	可	長 野	了
群 馬	羊	広 島	広	山 形	开
千 葉	千	鳥 取	耳	秋 田	火
茨 城	次	島 根	艮	宮 城	呂
栃 木	厉	岡 山	山	福 島	戸
山 梨	山	山 口	口	岩 手	手
愛 知	心	香 川	禾	青 森	主
静 岡	月	徳 島	彳	札 幌	し
岐 阜	支	愛 媛	女	函 館	区
三 重	三	高 知	矢	室 蘭	土
福 井	井	福 岡	示	帯 剣	巾
石 川	石	長 崎	区	北 旭	川
富 山	ウ	大 分	分	旭 沖	北
大 阪	大	佐 賀	左		九
兵 庫	兵	熊 本	本		中
京 都	京	宮 崎	奇		

(ロ) 番号の字体

北海道、関東、中国各運輸局管内において用いるもの	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
東北（秋田及び山形運輸支局を除く。）、北陸信越（富山及び石川運輸支局に限る。）、中部、四国各運輸局管内及び沖縄総合事務局管内において用いるもの	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
東北（秋田及び山形運輸支局に限る。）、北陸信越（富山及び石川運輸支局を除く。）運輸局管内において用いるもの	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8
近畿、九州各運輸局管内において用いるもの	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8

2-3 (寸法)

2-3-1 職権打刻プレートの寸法は、車台番号用にあつては縦 12mm 横 70mm、原動機の型式用にあつては縦 12mm 横 28mm とする。

2-3-2 セキュリティラベルの寸法は、縦 10mm 横 25mm とする。

2-3-3 刻印を用いて打刻及び塗まつする字体の寸法は、縦 7mm 横 5mm とする。

2-4 (打刻等の位置及び方法)

2-4-1 打刻の位置は、次の各号によるものとする。ただし、職権打刻プレート及びセキュリティラベルを車台又は原動

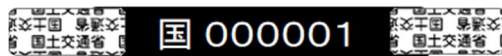
機に確実に標示することができない場合、若しくは刻印を用いることにより車台又は原動機に亀裂若しくは破損を生ずるおそれがある等当該打刻位置に打刻することが適当でない場合は、この限りではない。

- (1) 当該車台又は原動機が法第 29 条第 2 項の規定による打刻がなされているものと同一型式である場合は、当該打刻位置とつとめて同じ位置
- (2) 塗まつた後に新たな職権による打刻をする場合は、当該塗まつ位置とつとめて近い位置
- (3) 前各号以外の場合は次による。
 - (イ) 車台番号又は原動機の型式の何れかを有する場合は、これを有する側の見易い位置
 - (ロ) 車台番号及び原動機の型式の何れも有しない場合は、同一側の見易い位置

2-4-2 打刻等の方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 職権打刻プレート及びセキュリティラベルを標示する場合は、確実に標示するとともに、(イ)及び(ロ)のとおりとする。
 - (イ) 車台番号にあっては職権打刻プレート両側の指定位置から車台にかけてセキュリティラベルを施す。

(例)



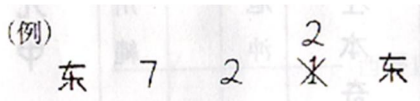
- (ロ) 原動機の型式にあっては職権打刻プレート左側の指定位置から原動機にかけてセキュリティラベルを施す。

(例)



- (2) 刻印を用いる場合は、車台又は原動機に亀裂若しくは破損を生じないように行う。
- (3) 現に打刻してある車台番号又は原動機の型式について、法第 31 条又は法第 32 条に基づき塗まつする場合は、次のいずれかによるものとする。
 - (イ) 職権打刻プレート及びセキュリティラベルを塗まつする場合は、当該プレート及びラベルを車台又は原動機から除去する。
 - (ロ) (イ)以外の場合は、訂正刻印（字体は「×」とする。）をもって行う。

2-4-3 刻印を用いて打刻した際に車台番号又は原動機の型式が不鮮明又は誤打刻である場合は、当該打刻を訂正刻印をもって訂正したうえ、次の例によりその上側又は下側に正しく打刻する。



2-5 (職権打刻台帳)

職権による打刻を行った場合は、次に定める事項を自動車検査・整備情報システム内の職権打刻台帳に記録するものとする。

- (1) 打刻した車台番号又は原動機の型式
- (2) シリアル番号又は製造番号
- (3) 車台番号
- (4) 車名
- (5) 型式
- (6) 打刻位置
- (7) 打刻理由
- (8) 打刻年月日

- (9) 打刻した運輸支局等
- (10) その他必要な事項

2-6 (職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等)

2-6-1 職権打刻プレート及びセキュリティラベルは常に使用に支障のないよう保管枚数を管理し、かつ、保管責任者を明らかにしてその保管に留意するものとする。

2-6-2 刻印は運輸支局名符号刻印1個と0から9までの数字の刻印及び訂正刻印1個計12個を1組とし、少なくとも2組を常に使用に支障のないよう整備し、かつ、保管責任者を明らかにしてその保管に留意するものとする。

2-6-3 刻印の材質はJISG4404の合金工具鋼S4種であつて、その硬度がロックウェルC56以上のものとする。

2-6-4 職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式は、職権による打刻を行う自動車の2-5(2)又は(3)(以下、「シリアル番号等」という。)に定める事項と関連付けるものとする。

関連付けた職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を記載した書面(以下、「打刻指示書」という。)を作成すること。

この際、予め自動車検査・整備情報システム内の職権打刻台帳に、職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を入力した場合にあっては、職権打刻台帳から打刻指示書を出力できるものとする。

2-6-5 職権による打刻に係る作業を行う者(以下、「打刻実施作業者」という。)は、以下の事項により職権による打刻に係る作業を行うものとする。

- (1) 職権による打刻に使用する職権打刻プレート及びセキュリティラベルの枚数又は刻印は、打刻指示書の記載事項と同一であることを確認して保管場所より持ち出すものとする。
- (2) (1)により使用しない職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印は、保管場所から持ち出さないものとする。
- (3) 同時に複数の自動車に職権による打刻を行う場合にあっては、職権による打刻に使用する職権打刻プレート、セキュリティラベル及び打刻指示書が混在することがないように1台毎に管理するものとする。
- (4) 打刻作業実施場所への職権による打刻に使用する職権打刻プレート及びセキュリティラベル又は刻印の運搬は、第三者には行わせないものとする。
- (5) 職権による打刻作業を開始する前に、打刻指示書に記載されたシリアル番号等及び職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式と、自動車に表示されているシリアル番号等及び職権による打刻に使用する職権打刻プレートの内容又は刻印が同一であることを確認する。

なお、同時に複数の自動車に職権による打刻を行う場合にあっては、それぞれの職権による打刻作業開始前に確認作業を行うこととし、同時に複数の自動車の確認作業は行わないこととする。

- (6) 職権による打刻に使用する職権打刻プレート、セキュリティラベル、刻印、打刻指示書及び職権による打刻に必要な工具等は、盗難、紛失等が発生することのないよう管理のうえ作業することとし、職権による打刻が終了した際は置き忘れがないことを確認するものとする。
- (7) 職権による打刻を刻印で行った場合にあっては、打刻作業終了後速やかに刻印を保管場所へ戻すものとする。

2-7 (職権打刻作業依頼)

職権による打刻又は塗まつにあたり、必要と認めた場合においては、自動車機構等に対し職権打刻作業依頼を行うことができるものとする。

なお、職権打刻作業を依頼した場合にあっては自動車機構等の打刻作業実施者に対して、2-6-5(3)から(6)の事項を厳守させるものとし、職権による打刻で使用した刻印は打刻作業終了後速やかに刻印を返却させるものとする。

第3章 自動車の検査(事務関係)

3-1 (検査の予約)

検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、自動車の検査は予約により行うことを原則とする。

なお、予約台数の設定については、自動車機構との協議により行うものとする。

3-2 (申請書の受理)

3-2-1

- (1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類（別添3）に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。
- (2) 申請書の受理にあたっては、番号札、クリップ、クリアファイル又は申請袋の使用等により、他の申請者の申請書及び添付書類が混入していないことを確認して行うものとする。

3-2-2 受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態に関する申請書への記入については、電子情報処理組織による自動車登録検査機械処理要領によるものとする。

3-2-3 (削除)

3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。

- (1) 爆発性液体を運送するタンク自動車にあつては、そのタンクについて消防法（昭和23年法律第186号）第11条第5項の市町村等の行う完成検査に合格したことを証する書面（以下「タンク証明書」という。）
- (2) 保安基準第54条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする自動車検査証（以下「検査証」という。）の変更記録の申請がある場合には「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和36年4月10日自総第246号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写し
臨時乗車定員が定められている自動車について、新規検査の申請がある場合も同様とする。

- (3) 保安基準第8条第4項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であつて平成15年8月31日以前に製作されたもののうち、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について」（昭和58年10月1日自車第899号）附則別紙「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」（以下「使用過程車用技術基準」という。）に基づき速度抑制装置を装着したものにあっては、公的試験機関が発行した第7号様式による試験成績書。

保安基準第8条第4項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であつて平成15年8月31日以前に製作されたもののうち、「道路運送車両の保安基準第8条第4項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」（平成15年7月7日国自技第68号）（以下「装着要領書」という。）に基づき速度抑制装置を装着した自動車にあつては、速度抑制装置装着後初めての検査に限り、装着要領書に基づき装着したことを証する書面（自動車検査証又は登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう。以下同じ。））の備考欄に「速度抑制装置付」の記載があるものを除く。）

- (4) 「自動車の用途等の区分について（依命通達）」（昭和35年9月6日付け自車第452号）4-1で定める特種用途自動車のうち、同通達4-1-1の自動車（保線作業車に限る。）及び4-1-2の自動車（軌道兼用車に限る。）にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面

3-2-5 手数料納付書（自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3-2-1及び3-3-1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。

なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があつた場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。

また、手数料等の納付が、「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」を利用したクレジットカード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）である場合は、手数料納付書（保安基準適合証に係る申請の場合は、原則として申請書余白部分とする。以下、この項において同じ。）に支払受付番号を記載させ、電子情報処理組織等にて事前決済情報登録の内容を確認の上、手数料納付書に受付日付印を押印すること。ただし、検査の予約確認及び自動車機構への審査依頼（以下「検査受付業務」という。）を職員に代わり行う装置（以下「自動車検査受付装置」という。）により支払受付番号の記載がなされた場合は、手数料納付書への受付日付印の押印を要さないこととする。

3-2-5-1 運輸支局等の窓口において検査受付業務を実施した場合には、自動車機構の自動車審査証紙の消印の押印作業の一部又は全部を行うことができるものとする。この場合の消印方法は3-2-5を準用する。なお、自動車審査証紙の消印の押印作業は、自動車検査登録印紙の消印作業と同時に行うものとする。

3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き（自動車検査受付装置による検査受付業務を含む。）により検査受付業務がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

また、この項に規定する検査受付業務がなされる場合は、3-2-4の規定について、適用しない。

3-2-6 自動車損害賠償保障法第9条第1項ただし書きの「自動車損害賠償責任保険証明書の写し」については、「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」（昭和44年12月26日自保第342号・自整第295号・自車第1393号）によるものとする。

3-2-7 （削除）

3-2-8 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた指定特定共通構造部であって、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年6月30日国自審535号）別添「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」によりその型式について指定された特定共通構造部（多仕様自動車）を有する自動車（以下「多仕様自動車」とする。）の出荷検査証の取扱いは、次のとおりとする。

新規検査及び予備検査（一時抹消登録を受けたものを除く。）の申請を受理する際には、「多仕様自動車の出荷検査証」が添付されていることの確認を行うものとする。

3-3 （審査依頼）

3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3-2-1の受付日付印の押印に代えることができる。

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3-2-5-2により検査受付業務がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。

3-3-2 自動車機構に対し審査依頼する場合は、申請書及び添付書類を審査依頼書に添付して行うものとする。この場合において、検査票1及び自動車検査票（様式2）（以下「検査票2」という。）の登録番号又は車両番号欄、原動機の型式欄及び車台番号欄については、原則として申請者に対し、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載するよう依頼するものとする。

この場合において、審査結果の通知が書面による場合には、走行距離計の表示値については検査票1の備考欄に走行距離計の表示値100km未満の端数を切り捨てて記載するよう依頼するものとする。

なお、自動車検査受付装置により出力され、登録番号、車台番号等が訂正されていない自動車検査票やカーボン紙により複写された自動車検査票等ではなく、検査票1に直接ボールペン等により車台番号が記載されている自動車検査票の場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認するか、又は、検査票1の欄外等に車台番号の下三桁を容易に消すことができないボールペン等で記載するものとする。

また、貨物の運送の用に供する車両総重量7トン以上の普通自動車の新規検査、構造等変更検査又は予備検査の申請

の際には、検査票 2 の備考欄へ燃料タンクの個数及び容量を申請者に記載させるものとする。

3-4 (検査証等の記録事項等)

3-4-1 検査証等（「検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証」をいう。以下同じ。）は、検査証に記載する場合には印字等容易に消すことができないものを用い、記録する場合には法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によることとし、自動車予備検査証（以下「予備検査証」という。）及び限定自動車検査証（以下「限定検査証」という。）に記載する場合は、印字等容易に消すことができないものを用いるものとする。

3-4-2 削除

3-4-3 初度登録年月欄は、次により記録（予備検査証及び限定検査証にあつては記載と読み替える。以下同じ。）するものとする。

(1) 登録の対象である自動車

自動車が初めて登録された日の属する年及び月の数を初度登録年月とし、不明のものは「一」とする。ただし、自動車が初めて登録された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。

(2) 二輪の小型自動車

初度検査年（初めて検査証の交付された日の属する年及び月の数）を初度登録年月欄に記載し、不明のものは「一」とする。ただし、初めて検査証の交付された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1) 自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車等取扱要領についてにより通知された型式の自動車は通達された車名及び型式

(2) 多仕様自動車にあつては、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成 28 年 6 月 30 日国自審 535 号）別添「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」別表第 3 項に定めた車名及び検査・登録時に使用する型式

(3) 試作車（自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作したものをいう。）にあつては、当該自動車製作者の定める車名及び型式

ただし、車名又は型式を定めていないときは、該当欄に「試作」

(4) 組立車（自動車の製作を業とする者以外の者が自動車の部品等を使用して組立てたものをいう。）にあつては「組立」

(5) 「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日自技第 239 号。以下「改造通達」という。）に定める改造自動車（(3)、(4)、(7)、(8) 及び (9) ただし書の自動車並びに「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成 10 年 3 月 23 日自技第 60 号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。

(6) 「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1255 号。以下「輸入自動車特別取扱制度」という。）により輸入自動車特別取扱届出済書が提出された型式の自動車は、当該届出済書に記載された車名及び型式

(7) 「並行輸入自動車取扱要領について」（平成 9 年 3 月 31 日自技第 61 号）に基づき提出された資料を参考に自動車機構が検査した自動車は、自動車機構が指定した車名及び型式

(8) 保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けた自動車にあつては、「道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領について（依命通達）」（令和 8 年 2 月 16 日国自基第 186 号国自審第 2560 号）別添に基づく認定証に記載された車名及び型式

(9) (1) から (8) までに該当しない自動車にあつては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」

3-4-5 車台番号欄は、提示された自動車に打刻されている車台番号又は職権により打刻した車台番号を記録するものと

する。

3-4-6 原動機の型式欄は、次の各号により記録するものとする。

- (1) 原動機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあつてはその型式
- (2) 職権により原動機の型式の打刻をしたものにあつてはその型式
- (3) 電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG、CNG又は軽油を燃料とする自動車であつて、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたもの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。））等複数の原動機により駆動する自動車にあつては、前各号によるほか、それぞれの原動機の型式を「－」でつなぐものとする。

3-4-7 自動車の種別欄は、「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかを記録するものとする。なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、当該装置等を取り付け、又は取り替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別を記録するものとする。

3-4-8 用途欄は、次により記録するものとする。

- (1) 用途欄には、乗用自動車等にあつては「乗用」、乗合自動車等にあつては「乗合」、貨物自動車等にあつては「貨物」、特種用途自動車等にあつては「特種」並びに大型特殊自動車にあつては「－」を記録するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあつては「幼児専用」並びに建設機械にあつては「建設機械」を記録するものとする。
- (2) 用途の定義は「自動車の用途等の区分について」（昭和35年9月3日自車第452号）による区分による。なお、次に掲げるような自動車は保安基準第1条第1項第13号の公共用応急作業自動車として取り扱うものとする。
 - (イ) 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車
 - (ロ) 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和34年自車第165号）による移動無線自動車
 - (ハ) 「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和35年自車第523号）による水防用自動車
 - (ニ) 「鉄道事業または軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」（昭和40年鉄総第413号の3）により指定を受けた自動車
 - (ホ) 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和48年3月22日自車第188号）における応急作業に使用する自動車

3-4-9 自家用・事業用の別／適否欄は、「自家用」又は「事業用」のいずれかを記録するものとし、予備検査証にあつては、事業用の「適」又は「否」のいずれかを記載するものとする。

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記録するものとする。

自動車の種類		車体の形状
特大型 種用特 途特殊 自動車 車以外 の自動車	乗車定員10人以下 の乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」「オートバイ」「側車付オートバイ」「三輪箱型」「三輪幌型」
	乗車定員11人以上 の乗合自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「リヤーエンジン」「アンダーフロア」
	貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「三輪トラック」「三輪ダンプ」「三輪バン」「トラクタ」「三輪トラクタ」「ボンネット（トラクタ）」「キャブオーバ（トラクタ）」「バン（トラクタ）」「ダンプ（トラクタ）」「三輪トラック（トラクタ）」「三輪バン（トラクタ）」「セミトレーラ」「フルトレーラ」「ドリー付トレーラ」「バンセミトレーラ」「パンフルトレーラ」「ドリー付パントレーラ」「ダンプセミト

		レーラ」「ダンプフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナ専用車」「コンテナ専用車（トラクタ）」「荷台昇降車」「脱着装置付きコンテナ専用車」
特種用途自動車		「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」「粉粒体運搬車」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「患者輸送車」「車いす移動車」「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」
大型特殊自動車		「ショベル・ローダ」「タイヤ・ローラ」「ロード・ローラ」「グレーダ」「ロード・スタビライザ」「スクレーパ」「ロータリ除雪自動車」「アスファルト・フィニッシャ」「タイヤ・ドーザ」「モータ・スイーパー」「ダンパ」「ホイール・ハンマ」「ホイール・ブレイカ」「フォーク・リフト」「フォーク・ローダ」「ホイール・クレーン」「ストラドル・キャリヤ」「ターレット式構内運搬自動車」「ロード・ヒータ」「ライン・マーカ」「ブルドーザ」「クローラ運搬車」「雪上車」「林内作業車」「原野作業車」「ホイール・キャリヤ」「草刈作業車」「農耕トラクタ」「農業用薬剤散布車」「刈取脱穀作業車」「田植機」「農耕作業用トレーラ」「ポール・トレーラ」

注 1. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪自動車、側車付二輪自動車又は三輪のものにあつては、その旨（例△△二輪、△△三輪）を附記すること。

注 2. 特種用途自動車でセミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラのものにあつては、その旨（例○○セミトレーラ、○○フルトレーラ、ドリー付○○トレーラ）を附記すること。

3-4-11 備考欄（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）第 4 条に規定する表中第 6 号の自動車検査証（第 18 号様式）のうち備考の欄及び当該欄に相当する法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録された事項をいう。以下同じ。）は、規則第 35 条の 3 第 1 項各号及び同第 35 条の 4 第 1 項各号のうち、別途通達で定める事項のほか、この要領に定めるところによる。

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。

- (1) 折畳式座席又は脱着式座席（脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。以下同じ。）を有する乗用自動車にあつては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記録する。

- (2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記録するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量をかっこ書で附記する。
- (3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第 44 号の技術的な要件（同規則第 4 改訂版補足第 18 改訂版及びそれ以降の補足改訂版の規則 4、6. から 8. まで及び 15. に限る。）に定める基準に適合する同規則 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員＋小人定員／1. 5」の例により記録し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量（1kg 未満は切り捨てる。）の総和を記録する。この場合において、「大人定員」とは 12 才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは 12 才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。
- (4) けん引自動車であって第五輪荷重を有する自動車（第 6 号に規定する自動車を除く。）については、次の各号によるとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

この場合において、「記録例」は法第 58 条第 2 項後段の規定により記録する事項の具体的な記録内容の例をいう。（予備検査証及び限定検査証にあっては記録を記載と読み替える。）（以下同じ。）また、「記載例」は検査証の券面に記載する記載事項の例をいう。（以下同じ。）

- ① 最大積載量欄には(イ)により算出したけん引重量（連結部の中心の位置を移動することができるけん引自動車（以下「連結部移動装置付けん引自動車」という。）にあっては、最大の第五輪荷重が算出される位置におけるけん引重量のうち最大となるもの。）を記録するとともに、細目告示第 81 条第 2 項第 2 号、第 159 条第 2 項第 2 号又は第 237 条第 2 項第 2 号により算出した第五輪荷重（連結部移動装置付けん引自動車にあっては、最大の第五輪荷重）を括弧書で記録する。

(イ) けん引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC：けん引自動車のけん引重量 kg

GCW：連結車両総重量（細目告示別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする。） kg

W：けん引自動車の車両総重量 kg

P：けん引自動車の第 5 輪荷重 kg

- ② 車両総重量欄には車両重量、けん引重量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を記録するとともに、車両重量、第五輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記録する。

(例 1) 連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車

(略)				車体の形状		
				トラクタ		
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3 [3] 人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg	553 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(記載例)

第五輪荷重有

(例 2) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けたけん引自動車であって連結部移動装置付けん引自動車以外のもの

				車体の形状		
				トラクタ		
(略)				(略)		(略)
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3 [3] 人	38620 [11300] kg	7110 kg	45895 [18575] kg	553 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(記載例)

第五輪荷重有

その他

(例 3) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けるけん引自動車が基準緩和認定を受けた場合

				車体の形状		
				トラクタ		
(略)				(略)		(略)
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3 [3] 人	40800 [11300] kg	7110 kg	48075 [18575] kg	582 cm	249 cm	291 cm

備考欄

(記録例)

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,300kg 及び 18,575kg とする。

(記載例)

第五輪荷重有

その他

(例 4) 連結部移動装置付けん引自動車

				車体の形状		
				トラクタ		
(略)				(略)		(略)
(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810 kg	38275 [13975] kg	553 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

連結部移動量 (0～418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg～7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg～33110kg となる。

(記載例)

第五輪荷重有

その他

- (5) 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあつては、乗車定員数の算出に関し、保安基準第 55 条に基づく基準緩和認定を受けた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書で附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
80 [40] 人	— kg	4810 kg	9210 [7010] kg

備考欄

(記録例)

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg

(記載例)

その他

- (6) けん引自動車であつて第五輪荷重のほかには積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第 81 条第 2 項第 2 号、第 159 条第 2 項第 2 号又は第 237 条第 2 項第 2 号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び 3-4-12(4)①(イ)により算出したけん引重量を、次の例により記録する。

(例)

				車体の形状		
				トラクタ		
(略)				(略)		(略)
(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
3 人	8000 kg	6990 kg	15155 kg	533 cm	244 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg

(記載例)
その他

- (7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記録する。
- (8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定（以下「単体物品基準緩和認定」という。）を受けた被けん引自動車であつて、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。
- ① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記録する。
 - ② 最大積載量欄には、①に加え、単体物品基準緩和最大積載量（基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。
 - ③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記録する。
 - ④ 車両総重量欄には、③に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両総重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。
 - ⑤ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)				(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
－ 人	18000 [40000] kg	9990 kg	27990 [49990] kg				

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

記載なし

(例2) 保安基準第4条表中第3号で定める被けん引自動車が単体物品基準緩和認定を受けた場合

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)				(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
－ 人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg				

備考欄

(記録例)

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(船底型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

- (9) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物(以下単に「幅広貨物」という。)を輸送することに関する基準緩和認定(以下「幅広貨物基準緩和認定」)を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を記載するものとし、次の例により記録する。

(例)

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)				(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
－ 人	40000 kg	9850 kg	49850 kg				

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

その他

- (10) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、脱着式スタンションを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンションを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記録する。
- ② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例)

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)				(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
－ 人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg				

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンションを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

その他

- (11) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量欄の括弧外には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記録し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を記録する。
- ② 車両総重量欄の括弧外には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記録し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量（国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。）を記録する。
- ③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

（例）保安基準第4条表中第3号で定める被けん引自動車が国際海上コンテナ基準緩和認定を受けた場合

				車体の形状	
				コンテナセミトレーラ	
(略)				(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
－ 人	30400 [30480] kg	5580 kg	35980 [36060] kg		

備考欄

（記録例）

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合（コンテナ型）

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

（記載例）

特車通行許可注意

その他

- (12) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」（平成15年3月31日国自技第383号）により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量欄には基準最大積載量を記録するとともに、特区最大積載量（構造改革特別区法附則第3条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針2.（6）②）に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和（以下「特区基準緩和」という。）の認定を受けた自動車が構造改革特区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ。））を括弧書で記録する。
- ② 車両総重量欄には基準車両総重量を記録するとともに、特区車両総重量（特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。
- ③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例 1) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車が特区基準緩和認定を受けた場合

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)				(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
－ 人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg				

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合 (煽型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(例 2) (8) と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

				車体の形状			
				セミトレーラ			
(略)				(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
－ 人	【30000】 26000 [40000] kg	9990 kg	【39990】 35990 [49990] kg				

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合 (船底型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(13) セミトレーラをけん引するための連結装置を有する被けん引自動車であって、当該連結装置の使用にあたり、後軸が後方へ移動する構造であるものについては、次の各号によるものとする。

- ① 最大積載量欄には後軸が標準位置の状態における最大積載量を記録するとともに、車両伸長時の最大積載量を記録する。
- ② 備考欄に括弧の趣旨の説明とともに車両伸長時の第五輪荷重、最大積載量のうちけん引用連結装置が分担する荷重、後前軸重及び後後軸重を記録する。

(例)

車体の形状						
セミトレーラ						
(略)			(略)		(略)	
(略)		(略)		前前軸重	前後軸重	後前軸重
(略)		(略)		— kg	— kg	3320 kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
[—] — 人	[20800] 19700 kg	9400 kg	[30200] 29100 kg	[1330] 1072 cm	[249] 249 cm	[379] 379 cm

備考欄

(記録例)

第五輪荷重 11470kg 以上のものとする。

＊けん引用連結装置＊後軸移動装置付車、括弧内は車両伸長時を示す。

車両伸長時 第五輪荷重 10550kg 以上、最大積載量のうちけん引用連結装置が分担する荷重 7900kg 以下、後前軸重 2760kg、後後軸重 2820kg とする。

3 両による連結は、けん引車【車名】【型式】、被けん引車【車名】【型式】とする。

(記載例)

その他

- (14) 自動車の最大積載量は、細目告示第 81 条第 2 項（第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号を除く。）、第 159 条第 2 項（第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号を除く。）又は第 237 条第 2 項（第 3 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号を除く。）により算定した値を次の数値により記録する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であって、かつ、最大積載量が 30,480kg のものに限り、これによらず 30,480kg として記録する。

- ① 100 未満の場合は 10 毎（二輪の自動車でけん引される被けん引軽自動車又は超小型モビリティに限る。）

（単位は kg）

- ② 100 から 5,000 までは 50 毎、5,000 を超える場合は 100 毎（単位は kg）

3-4-13 車両重量欄は、空車状態（脱着式座席を有する自動車にあつては、座席をすべて取り付け付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、3-4-12(7)の状態をいう。以下同じ。）における自動車の重量を記録するものとする。

3-4-14 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第 6 条第 2 項、第 84 条第 2 項又は第 162 条第 2 項により計測した数値（脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、3-4-12(7)の状態で計測した数値とする。）を記録するものとする。

ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について細目告示第 6 条第 2 項第 1 号、第 84 条第 2 項第 1 号又は第 162 条第 2 項第 1 号の規定に基づき測定した数値を記録するものとする。また、細目告示第 6 条第 2 項第 1 号、第 84 条第 2 項第 1 号又は第 162 条第 2 項第 1 号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第 6 条第 2 項第 1 号、第 84 条第 2 項第 1 号又は第 162 条第 2 項第 1 号の規定に基づき測定した数値を記録する。

3-4-15 附属若しくは脱着する装置を用いる自動車又はけん引自動車に単体でけん引されるドリーについては、次の各号により記録するものとする。

- (1) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、次の例により記録すること。なお、軸重欄は、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い数値を記録するもの

とする。

(例)

				車体の形状		
				シヨベル・ローダ		
(略)				(略)		(略)
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
1 [1] 人	— kg	5700 【7460】 kg	5755 [7515] kg	【590】 518 cm	【249】 213 cm	【315】 274 cm

備考欄

(記録例)

*附属装置*バックホー

(記載例)

附属装置

- (2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」（ドリー付バントレーラ及び3-4-10 注2 においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。）となる自動車の検査証等の記載事項等については、次の例により記録する。

(例)

				車体の形状		
				ドリー付トレーラ		
(略)				(略)		(略)
(略)		(略)		前前軸重	前後軸重	後前軸重
(略)		(略)		3680 kg	— kg	2810 kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
— 人	[12700] 12700 kg	[7200] 9300 kg	[19900] 22000 kg	[1045] 1196 cm	[249] 249 cm	[321] 321 cm

備考欄

(記録例)

脱着装置, *第五輪荷重*4,980kg 以上のものとする。

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg

(記載例)

その他

- (3) けん引自動車に単体でけん引されるドリーの検査証等の記載事項等については、次の例により記録する。

(例)

				車体の形状		
				フルトレーラ		
(略)				(略)		(略)
(略)		(略)		(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
[-]	[9900]		[12900]			
一人	22000 kg	3000 kg	25000 kg	500 cm	249 cm	150 cm

備考欄

(記録例)

自動車重量税はけん引車として課税

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

3両による連結は、けん引車【車名】【型式】、被けん引車【車名】【型式】とする。

(記載例)

第五輪荷重有

その他

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記録するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1字空白)でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。

- (1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

なお、総排気量が増加する構造を有する原動機(気筒休止等により総排気量が増加するものをいう。)にあつては、最大値を用いるものとする。

- (2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記録するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記録する。

3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。

- (1) 乗車定員10人以下の自動車のうち大型特殊自動車(貨物の運送の用に供する自動車を除く。)及び特種用途自動車で最大積載量のないもの(当該特種用途自動車の本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するため500kg以下の積載量(「自動車の用途等の区分について(依命通達)」(昭和35年9月6日自車第452号。以下「用途区分通達」という。))4-1-3(1)の自動車を除く。)はないものとして取り扱う。)は、法第61条第1項のその他の自動車の該当するものとして取り扱うものとする。
- (2) 道路運送車両法施行規則第44条第1項のただし書きの規定による検査証の有効期間の満了する日の2月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日
1 月 30 日及び 31 日	11 月 30 日
2 月 1 日	12 月 1 日
2 月 15 日	12 月 15 日
2 月 29 日	12 月 29 日
4 月 28 日	2 月 28 日
4 月 29 日及び 30 日	2 月 28 日（閏年にあつては 29 日）
9 月 30 日	7 月 30 日

(3) 削除

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記録するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記録するものとする。

- (1) 空車状態の自動車の軸重は、はかり（重量計）を用いて各軸ごとに計測した値（10kg 未満は切り捨てるものとする。）とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

備考欄

(記録例)

車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 1220kg、後前軸重 2020kg、後後軸重 2020kg

(記載例)

その他

- (2) 3-4-15(2)の自動車にあつては以下の例により備考欄に記録するものとする。

備考欄

(記録例)

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後後軸重 5150 kg 車軸自動昇降装置付き車、
車軸下降時 後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg

(記載例)

その他

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記載例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。（3-4-21 において同じ。）なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. 法第 43 条第 1 項の規定による制限の付加又	処分年月日 処分の内容	認定年月日 昭和 62 年 7 月 2 日	基準緩和事項 制限附加

は道路運送車両の保安基準第 55 条の規定による基準の緩和の処分を受ける自動車	附した制限	北海道運輸局 123 号 緩和事項「長さ」 緩和制限 「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」	
2. 細目告示第 42 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項、第 120 条第 1 項、第 2 項、第 5 項若しくは第 6 項、第 121 条第 3 項、第 198 条第 1 項、第 2 項、第 5 項若しくは第 6 項、第 199 条第 3 項又は別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	前照灯の取付位置 関整車第 123 号 昭和 62 年 1 月 15 日	その他
3. 保安基準第 56 条第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	大臣認定 メタノール自動車 国自審第 234 号 平成 13 年 1 月 15 日	その他
4. 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5 t を超えるものの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの（被けん引自動車を除く。）	ワンマンバスの構造要件が適用されない旨	車掌を乗務させて運行するものとして保安基準に適合	その他
4-1. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	緩和内容 認定年月日	ワンマンバス構造要件の適用緩和 近運事第 345 号 昭和 62 年 10 月 1 日 乗降口	その他
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積 比重又は定数	品名 第一石油類 容積 5000L 比重 0.750	タンク車 第一石油類 5000L 0.750

5-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名 及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250L 比重 0.80 積載量内訳 タンク 200 kg 荷台 300 kg	その他
5-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組み合わせは、設置許可書等による	積載の組み合わせは設置許可証による。
5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³ 比重 1.65	その他
6. 被けん引自動車 (規則第35条の3第1項第14号に規定するものに限る。)	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA	牽引車有
6-1. 被けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有するけん引自動車でけん引されるもの (2) 基準緩和を受けている自動車であって、速度制限装置が装着されているけん引自動車でけん引されるもの (3) けん引自動車の型式が「不明」のもの	第五輪荷重が分担する荷重 けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨 保安基準適合性の検討条件 ①運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ②運行時の最高速度 50km/h 以下の場合 けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	第五輪荷重 7690kg 以上 けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、 運輸 W-AB には速度制限装置付 運行時の最高速度は 60km/h 以下で検討 運行時の最高速度は 50km/h 以下で検討 フォード 不明 (ABCD1234)	第五輪荷重 7,690kg 以上 牽引車有 NR 付 その他 その他 牽引車有

7. 基準緩和を受けているけん引自動車であって、次の各号に掲げるもの			
(1) 解除機能を有していない速度制限装置を備えたもの	速度制限装置を備える旨及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下	その他
(2) 解除機能を有する速度制限装置を備えたものの	速度制限装置を備える旨、その設定速度及び解除機能を有する旨	速度制限装置付 (解除機能付) 最高速度 60km/h 以下	その他
(3) 速度制限装置を備えていないもの	速度制限装置を備えていない旨	速度制限装置なし	(記載なし)
7-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの(規則第35条の3第2項の規定により記載するもの及び同第35条の4第2項の規定により記録するものに限る。)			
(1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの	被けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	被けん引車 パーストナー 不明(ABDE1234)	被牽引車有
(2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの	被けん引自動車の型式に車台番号を付記	被けん引車 組立 (東 41567 東)	被牽引車有
(3) (1)及び(2)以外のもの	被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 フルハーフ ABDE	被牽引車有
8.4 軸を超える自動車	軸重	第5 軸重 8500kg	その他
9. 燃料の種類欄に「その他」と記録した自動車	燃料の種類	燃料 水素	その他
9-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの			
(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの	メタノールとガソリン等を85:15の比率で混合したもの(M85)を燃料とする旨	燃料 メタノール (M85)	燃料 メタノール (M85)

(2) 補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの	メタノール(M100 又はM85)を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用する旨	燃料 主 メタノール (M100 又は M85) 補助 ガソリン又は軽油	燃料 主 メタノール (M100 又は M85) 補助 ガソリン又は軽油
(3) ガソリン併用式のものの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 メタノール・ガソリン併用	燃料 メタノール・ガソリン併用
(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なもの	通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができる旨	燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)	燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)
9-2. CNGを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) ガソリン併用式のものの (2)軽油を着火燃料とするもの	 ガソリンを併用することが可能である旨 CNGを燃料とし、軽油を着火燃料とする旨	 燃料 CNG・ガソリン併用 燃料 主 CNG 補助 軽油	 燃料 CNG・ガソリン併用 燃料 主 CNG 補助 軽油
9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、バイオディーゼル 100%燃料を使用するもの	バイオディーゼル 100%燃料を併用使用している旨	燃料 バイオディーゼル 100%燃料併用	その他
9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 電気式又は蓄圧式のもの ((2)を除く。) (2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	 ハイブリッド自動車である旨 プラグインハイブリッド自動車である旨	 ハイブリッド自動車 プラグインハイブリッド自動車	 ハイブリッド車 プラグインハイブリッド車
9-5. 軽油を燃料とする自動車であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用するもの	揮発油品確法の特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用使用している旨	燃料 品確法特例措置高濃度バイオディーゼル燃料併用	その他
9-6. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池	燃料電池自動車である旨	燃料電池自動車	燃料電池車

スタック及び電動機を備えたもの			
10. 臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員	臨時乗車定員 108 名	その他
11. 使用者の名義が複数の自動車	共同使用者の氏名又は名称及び住所	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	(記載なし)
12. 緊急自動車であって、次の各号に掲げるもの (1)用途区分通達 4-1-1 以外の自動車 ((2)を除く。)	緊急自動車である旨	緊急自動車	緊急自動車
(2)在宅傷病者緊急往診用自動車	在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車 (在宅傷病者緊急往診用)	緊急自動車
13. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車	道路維持作業用
14. 改造通達に定める改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日	改造内容 操縦装置
14-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	括弧内はゴム履帯装着時を示す	その他
15. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置 原動機の最高出力時の回転数	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm	保安基準適用日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm
15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用	規制の対象となる排出ガス規制の適合年 規制の対象となる排出ガス規制の適合年	12 年排出ガス規制適合 11 年排ガス適合	12 年排出ガス規制適合 11 年排ガス適合

される排気ガス規制に適合したもの			
(3) 改造通達 2. (1)に定める改造により、装置が変更されているもの	変更された装置名	変更内容 緩衝装置	その他
(4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの	後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨	後輪 緩衝装置なし	その他
(5) 初めて検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの(平成 26 年騒音規制以前の規制を適用する自動車に限る。)	消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WVTA) (車両データプレート) (COC) (外国登録証) (認可書)	その他
(6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染度規制が適用されるもの	黒煙汚染度規制対象車である旨及び適合規制値	黒煙汚染度規制値 25%	その他
(7) 二輪自動車であってABS装着義務付け対象外の車体構造のもの(令和3年9月30日以前に製作された自動車を除く。)	ABS装着義務付け対象外の車体構造である旨	「エンデュロ二輪自動車」(又は「トライアル二輪自動車」)として保安基準に適合	その他
16. 職権打刻をした自動車	車台番号打刻位置 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。) シリアル番号を有する場合のシリアル番号	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 シリアル番号 ABCDEFGH123456789 シリアル番号 ABCDEFGH123456789	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 シリアル番号 ABCDEFGH123456789 (記載なし)

	塗まつした車台番号(塗まつした車台番号が職権打刻である場合を除く。) 原動機型式打刻位置 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)	原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部	原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左側前部
17. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ自動車	土砂等を運搬しない旨	積載物品は土砂等以外のものとする。	土砂等以外
17-1. 3-4-15(1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であって、附属装置等装着時は17.に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物品は土砂等以外のものとする。	その他
18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。)			
(1) 断続器の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの	断続器の形式が接点式である旨	接点式	その他
(2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果によりOBDⅡシステムを備えていることが確認されたもの	OBDⅡシステムを備えている旨	接点式、OBD2	その他
(3) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火	失火検知システムを備えている旨	接点式、失火警報	その他

検知システムを備えていることが確認されたもの (4) 公的試験機関の試験結果により細目告示第41条第2項第3号、第119条第2項第3号又は第197条第2項第3号ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）	その他
19. 「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」（平成16年国土交通省告示第814号。以下「低減装置評価実施要領」という。）の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置（第2種粒子状物質低減装置を除く。）を装着することにより「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」（平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。）第4条（軽油を燃料とする自動車にあつては第4条及び第5条）の基準（以下「NOx・PM法の基準」という。）に適合することが確認された自動車	優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号	優良低減装置付 評価番号 MLIT-NPR-1	優良低減装置付
19-1. 原動機等の変更が行われた自動車であつて、次の各号によりNOx・PM特例告示第4条	原動機等の変更によりNOx・PM法の基準に適合すること確認した旨	NOx・PM法対応変更有	NOx・PM法対応変更有

（軽油を燃料とする自動車にあっては第 4 条及び第 5 条）の基準に適合することが確認された自動車 (1) 公的試験機関の試験結果 (2) 諸元値をもつ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた場合であって、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値			
19-2. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号に掲げるものの (1) 公的試験機関の試験結果により第 31 条の 2 告示第 2 条の基準に適合することが確認された自動車であって第 4 条の基準（軽油を燃料とする自動車にあっては第 4 条又は第 5 条）に適合していないもの (2) 平成 14 年 9 月 30 日以前に公的試験機関の試験結果により「道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 14 年国土交通省令第 24 号）の施行前の保安基準第 31 条の 2 の基準に適合することが確認された自動車であって第 31 条の 2 告示第 4 条（軽油を燃料とする自動車にあっては第 4	NO_x 処理装置が装着されている旨	NO_x 処理装置付	NO_x 処理装置付

条又は第 5 条) の基準に適合していないもの			
19-3. 「道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領」(平成 17 年国土交通省告示第 894 号。以下「低減改造認定実施要領」という。) の規定に基づき優良低減改造として認定・公表された改造を行うことにより NOx・PM法の基準に適合することが確認された自動車	優良低減改造が行われている旨 優良低減改造の認定番号及び優良低減改造証明書の交付番号	優良低減改造有 認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234	その他
20. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 <u>(保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けた自動車であって、騒音規制に適合しているとみなしたものを除く。)</u>	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成 28 年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合車については、騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則 5 の 1-35 に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定規則第 41 号又は第 51 号による近接排気騒音の測定回転数、細目告示別添 38 による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	平成 10 年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB 平成 28 年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A/近接排気騒音値 85dB/測定回転数 3,750rpm (旧基準適用時測定回転数 4,500rpm) マフラー加速騒音規制適用車	平成 10 年騒音 99dB 平成 28 年騒音 M1A1A85dB 3,750rpm (旧)4,500rpm マフラー加速適用車
21. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車(車いす専用のスペースを有するものに限る。)	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付(1基)	その他

22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ	その他
23. 用途区分通達 4-1-1 及び 4-1-2 に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当	特種用途(使用者限定)
24. 用途区分通達 4-1-3(3) 及び(4) に掲げる自動車 (24. に掲げる場合を除く。)	平成 13 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 13 年特種構造要件適用車	平成 13 年特種構造要件適用車
25. 用途区分通達 4-1-3(4) に掲げる自動車のうちのキャンピング車	平成 15 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 15 年特種構造要件適用車	平成 15 年特種構造要件適用車
26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車(7. (2) の自動車を除く。)	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付	SLD 付
27. 最高速度 20km/h 未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車であって次の各号に掲げるもの			
(1) 新規検査若しくは予備検査(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第 69 条の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。)、継続検査又は構造等変更検査を受けるもの	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9, 000km (平成 16 年 4 月 1 日)	(記載なし)
(2) 走行距離計の表示値が前回の表示値を下回るもの ((1) の検査を受けるものに限る。)	走行距離表示値のうち最大値 (検査申請日)	走行距離記録最大値 200, 000km (平成 29 年 1 月 1 日)	(記載なし)

28. 貨物の運送の用に供する車両総重量 7 トン以上の普通自動車	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2 個 300L 300L	燃料タンク 2 個 300L 300L
29. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車	自主防犯活動用
30. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車にあっては 11 人）以上の自動車であって、高速道路等を運行しない自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合	高速道路等非運行
30-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車を除く。）	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車として保安基準に適合	その他
31. 「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」（平成 19 年国土交通省告示第 131 号。以下「排出ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。）第 3 条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車	排ガス低減性能向上改造が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」（平成 19 年 3 月 9 日付け国自環第 249 号）第 4 の低減性能向上改造証明書（以下「低減性能向上改造証明書」という。）の交付番号	排出ガス低減性能向上改造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123	その他
32. 平成 17 年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出	オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定	オパシメータ測定

される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成 26 年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車で排出ガス規制の識別記号のないもの			
33. 細目告示第 2 条の 2 の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車	二輪自動車の基準の適用する旨	二輪自動車の保安基準を適用	二輪車基準適用
34. 「特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」(平成 21 年国土交通省告示第 933 号) 第 7 条の規定により有効な算定燃費値取得済証(以下「算定済証」という。)の交付を受けて、類型を特定した特定改造自動車	燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001 (算定燃費値取得済特定改造自動車)	算定燃費
35. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	排ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排ガス燃費影響装置等変更	排ガス燃費影響装置等変更
36. 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。)	消音器の加速走行騒音性能規制(以下「マフラー加速騒音規制」という。)が適用される旨	マフラー加速騒音規制適用車	マフラー加速適用車
37. 総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号) 第 22	検査証の有効期間の伸長をした旨	総合特別区域法に基づく自動車検査証の有効期間伸長	その他

条の 2 における道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の特例により、検査証の有効期間の伸長をした指定自家用貨物自動車		車	
38. 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるもの	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるものに適合している旨	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合	その他
39. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに適合している旨	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合 （バン型） （タンク型） （幌枠型） （コンテナ型） （自動車運搬型） （煽型） （スタンション（○本）型） （船底型）	特車通行許可注意 特車通行許可注意 特車通行許可注意 特車通行許可注意 特車通行許可注意 特車通行許可注意 スタンション（○本）型 特車通行許可注意
40. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	トラクタとセミトレーラの組み合わせによっては特殊車両通行許可を受けられない旨	連結車の組み合わせによっては、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができない場合があります。	その他
41. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行後 11 月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成 28 年 11 月 1 日	保安基準適用日 平成 28 年 11 月 1 日
42. 法第 41 条第 2 項に定める自動運行装置を備えた自動車 (1) 指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの及び法第 99 条の 3 第 1 項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2) (1) 以外のもの	自動運行装置搭載車である旨	自動運行装置搭載車 自動運行装置搭載車	自動運行装置搭載車 自動運行装置搭載車

	自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	近運技第123号 令和2年4月1日	
43. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日	OBD検査対象車 [OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日	OBD検査対象
44. OBD検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD検査対象外となった自動車	OBD検査の対象外である旨	OBD検査対象外車	（記載なし）
45. 乗車定員10人以下の自動車であって、立席を有する自動車	立席を有する旨及び立席の乗車定員	立席有（1名）	その他
<u>46. 保安基準第58条の3第1項の規定に基づく認定を受けた自動車</u>	<u>保安基準第58条の3第1項の規定に基づく認定を受けた自動車である旨</u> <u>認定番号及び認定年月日</u> <u>適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日</u>	<u>認定米国車</u> <u>認定番号 2026-TA0001-1</u> <u>令和8年4月1日</u> <u>保安基準適用年月日又は製作年月日 令和8年4月1日</u>	<u>認定米国車</u> <u>その他</u> <u>保安基準適用日 令和8年4月1日</u>

	<u>原動機型式打刻位置</u>	<u>原動機型式打刻位置 シリ リンドブロック上面左側前部</u>	<u>原動機型式打刻位置 シ リンドブロック上面左側 前部</u>
<u>47. 保安基準第58条の3第 1項の規定に基づく認定 が取り消された自動車</u>	<u>適用する保安基準の判定 年月日又は製作年月日</u> <u>原動機型式打刻位置</u>	<u>保安基準適用年月日又は製 作年月日 令和8年4月1 日</u> <u>原動機型式打刻位置 シリ リンドブロック上面左側前部</u>	<u>保安基準適用日 令和8 年4月1日</u> <u>原動機型式打刻位置 シ リンドブロック上面左側 前部</u>

(注) 20. の記録事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記録する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等にあつては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元表の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第 41 号の規則 6.1.1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

- (1) 協定規則又は欧州連合規則に基づく認定証
- (2) 車体において、協定規則に基づくマークが車両識別表示（車両データプレート）内か又はその近くに表示されていることにより、当該自動車が協定規則第 51 号第 3 改訂版に適合していることが確認できる場合は、当該自動車に係る欧州連合指令に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書（COC ペーパー）
- (3) 細目告示第 118 条第 1 項第 3 号ロの基準に適合していることを証する書面であつて、当該自動車を製作した者が証明した書面

(4) 保安基準第 58 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定を受けた自動車にあつては、「道路運送車両の保安基準第 58 条の 3 の規定による自動車の認定要領について（依命通達）」（令和 8 年 2 月 16 日国自基第 186 号 国自審第 2560 号）別添に基づく車両諸元要目表（諸元表）

3-4-21 規則第 35 条の 3 第 1 項第 24 号及び法第 58 条第 2 項後段の規定に基づき検査証に記録を要する自動車については、検査証の備考欄に次の例により記録する。

なお、検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記録されている自動車の装置が、細目告示第 91 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 96 条第 3 項、第 98 条第 4 項、第 99 条第 9 項、第 100 条第 8 項若しくは第 10 項若しくは第 12 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 14 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号第 17 項第 1 号若しくは第 2 号、第 169 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 174 条第 3 項第 1 号、第 176 条第 4 項第 1 号若しくは第 2 号、第 177 条第 6 項第 1 号又は第 178 条第 8 項第 1 号若しくは第 9 項第 1 号若しくは第 10 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 11 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 13 項に該当するようになった場合には、当該記録事項を法第 67 条第 1 項の規定により処理するものとする。

- (1) 保安基準第 11 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であつて、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験によ

る第 11 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

- (2) 保安基準第 15 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 15 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

- (3) 保安基準第 17 条第 3 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 17 条第 3 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

- (4) 保安基準第 17 条の 2 第 6 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 17 条の 2 第 6 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える電気装置は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

- (5) 保安基準第 18 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

- (6) 保安基準第 18 条第 3 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 3 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

- (7) 保安基準第 18 条第 4 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 4 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

- (8) 保安基準第 18 条第 5 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 5 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

- (9) 保安基準第 18 条第 6 項の規定の適用を受ける自動車であって、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 18 条第 6 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、歩行者頭部保護及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

- (10) (2)又は(3)及び(5)に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

(11) (2)又は(3)、(5)及び(7)に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

(12) (2)又は(3)及び(7)に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)

「破壊試験未実施車」

3-4-21 の 2 規則第 35 条の 3 第 3 項及び同第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記録するけん引自動車については、検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第 12 条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記録する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)

M : けん引自動車の車両総重量(kg)

M' : けん引自動車の車両重量(kg)

W_d : けん引自動車の駆動軸重(kg)

KW : けん引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力(kW)

V : けん引自動車の諸元表に記載された制動初速度(km/h)

S_v : けん引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離(m)

a : けん引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s^2)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : けん引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力（電動式駐車ブレーキの操作力を除く。）が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例)

備考欄

(記録例)

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ 1,000kg 及び 500kg とする。

(記載例)

牽引可能車両総重量

- (1) 主ブレーキを備えたけん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次の各号で算出された重量以下の申請された値（10kg 未満は切り捨て。）とする。

$$\textcircled{1} \quad 0.85FS - M = m$$

$$\textcircled{2} \quad 7.36 \left(\frac{V^2}{147(S_V - 0.1V)} - 1 \right) M = m$$

ただし、制動距離が諸元表に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$$7.36 \left(\frac{a}{5.67} - 1 \right) M = m$$

$$\textcircled{3} \quad 164.51 \times KW - 1900 - M = m$$

$$\textcircled{4} \quad 4 \times Wd - M = m$$

$$\textcircled{5} \quad 1990 = m$$

- (2) 主ブレーキを省略したけん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次の各号で算出された重量以下の申請された値（10kg 未満は切り捨て。）とする。

$$\textcircled{1} \quad 0.85FS - M = m$$

$$\textcircled{2} \quad \left(\frac{V^2}{147(S_V - 0.1V)} - 1 \right) M = m$$

ただし、制動距離が諸元表に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$$\left(\frac{a}{5.67} - 1 \right) M = m$$

$$\textcircled{3} \quad M' / 2 = m$$

$$\textcircled{4} \quad 164.51 \times KW - 1900 - M = m$$

$$\textcircled{5} \quad 4 \times Wd - M = m$$

⑥ 750 = m

3-4-21 の 3 規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号及び法第 58 条第 2 項後段の規定に基づき検査証に記録を要する自動車については、検査証の備考欄に次の例により記録する。

(記録例)

「この自動車の装置の一部は、長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ 2m を超えない軽自動車であって、最高速度 60km 毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」

(記載例)

高速道路等走行不可

3-4-22 指定自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「自動車 NO_x・PM 総量削減法」という。）第 13 条第 1 項の指定自動車をいう。以下本項において同じ。）（乗用自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成 4 年政令第 365 号）第 4 条第 5 条の乗用自動車をいう。以下本項において同じ。）にあつては軽油を燃料とする自動車に限る。）について、保安基準第 31 条の 2 の規定に係る適合性等を検査証等の備考欄に次のとおり記録する。

なお、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10) 及び (11) の記載文中の「○年○月○日」は当該自動車の特定期日（道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 310 号。以下「第 31 条の 2 告示」という。）の特定期日をいう。）、(5) 及び (9) の記載文中の「△年△月△日」は当該自動車の窒素酸化物特定期日（第 31 条の 2 告示の窒素酸化物特定期日をいう。）とする。

(1) 第 31 条の 2 告示第 4 条（軽油を燃料とする自動車にあつては第 4 条及び第 5 条。以下(2)から(13)までにおいて同じ。）の基準値に適合している自動車

(記録例)

「使用車種規制 (NO_x・PM) 適合」

(記載例)

NO_x・PM 適合

(2) 自動車 NO_x・PM 総量削減法第 6 条第 1 項に規定する窒素酸化物対策地域及び第 8 条第 1 項に規定する粒子状物質対策地域（以下「NO_x・PM 対策地域」という。）外に使用の本拠を有する自動車及び予備検査を受けた自動車であつて、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準が適用となる日以降の検査等の際に同条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x・PM 不適合

(3) 第 31 条の 2 告示第 2 条の基準に適合している自動車であつて、同告示第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えてNO_x・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x・PM 不適合

- (4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 73 号）による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第 6 条に規定する特定地域（以下「NO_x 特定地域」という。）外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第 31 条の 2 告示第 2 条の基準が適用となる日以降で同告示第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条基準値に適合していない自動車（特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。）

(記録例)

「この自動車は NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x・PM 不適合

- (5) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x 及び NO_x・PM 不適合

- (6) NO_x・PM 法対策地域外に使用の本拠を有する自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準が適用となる日以降の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

(記録例)

「この自動車は NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NO_x・PM 未判定

- (7) 第 31 条の 2 告示第 2 条の基準に適合している自動車であって、同告示第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くこ

とができないおそれがあります。」

(記載例)

N0x・PM 未判定

- (8) NO_x 特定地域外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であつて、第 31 条の 2 告示第 2 条の基準が適用となる日以降で同告示第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうかが不明の自動車（特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。）

(記録例)

「この自動車は NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NO_x 及び NO_x・PM 未判定

- (9) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明な自動車

(記録例)

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NO_x 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NO_x 及び NO_x・PM 未判定

- (10) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であつて、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NO_x・PM 不適合

- (11) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であつて、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NO_x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くこ

とができないおそれがあります。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

- (12) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第31条の2告示第4条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日の前日以前である自動車

(記録例)

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

- (13) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第31条の2告示第4条の基準値に適合しているかどうかが不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日の前日以前である自動車

(記録例)

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

- (14) 特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたもの

(記録例)

「使用車種規制 (NOx・PM) 対象外特種自動車」

(記載例)

NOx・PM 対象外

3-4-23 限定検査証の備考欄には、次のとおり記載する。

なお、(2)の記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された検査証に記録された当該検査証の有効期間の満了する日とする。

- (1) 新規検査又は予備検査の結果交付するもの

「この限定自動車検査証では運行することができません。」

- (2) 継続検査の結果交付するもの

- (イ) 継続検査の結果交付する限定検査証の有効期間より、提出された検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。

なお、申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です。」

- (ロ) 継続検査の結果交付する限定検査証の有効期間が、提出された検査証の有効期間の満了日を超える場合

「〇年〇月〇日（申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日）までの間に、必要な整備

を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。」

(ハ) 検査証の有効期間の満了日後に限定検査証を交付する場合

「この限定検査証では運行することはできません。なお、申請の際に提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、○年○月○日です。」

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって次のとおり記録するものとする。

(1) 保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出のあった自動車

[受検種別]	[検査時の点検整備実施状況]	[受検形態]
指定整備車	点検整備記録簿記載あり	指定整備工場
指定整備車（限定保安基準適合証の提出）		

(注) 限定保安基準適合証の提出のあった自動車については、受検種別のみ記録する。

(2) 自動車機構に対し審査依頼した自動車

[受検種別]	[検査時の点検整備実施状況]	[受検形態]
持込検査車	点検整備記録簿記載あり	認証整備工場
	点検整備記録簿記載なし	
	点検整備記録簿記載あり	使用者
	点検整備記録簿記載なし	
	点検整備記録簿記載あり	その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）
	点検整備記録簿記載なし	

3-4-25 （削除）

3-4-26 完成検査終了証の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代える場合には、完成検査終了証に記録された事項を該当欄に記載するものとする。

(2) 自動車型式指定規則(昭和 26 年運輸省令第 85 号)第 10 条の規定により連署された完成検査終了証の発行日は、車体の製作者が完成検査を終了した日とする。

3-4-27 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1 から 3-4-26 までにより記録されたものとみなして、法第 67 条第 1 項の規定による記録事項の変更についての変更記録を要しないものとする。

3-5 （自動車検査記録簿（乙）の記載）

3-5-1 自動車検査記録簿（乙）の記載事項の変更、訂正又は抹消をするときは、不用の記載事項を「―」をもって抹消し、年月日及び運輸支局等名小印又は取扱者の押印をするものとする。

3-5-2 備考欄の記載は、3-4-20 の例によるものとする。なお、自動車検査記録簿（乙）を作成する自動車について、第 4 号様式と同等の記載事項が網羅されていれば任意の様式を用いてもよいこととする。その場合、運輸支局等名小印又は受付日付印を押印するものとし、備考欄の記載事項のみ別紙とする場合も同様とする。

3-6 （審査結果通知の受理等）

3-6-1 審査依頼を行った自動車については、原則として同一敷地内の自動車機構からの審査結果（適合、不適合又は審査中断）の通知を受理するものとする。

3-6-2 自動車機構より、3-6-1 の審査依頼当日中に、適合又は不適合以外の通知又は連絡があった場合にあっては、次の各号によるものとする。

(1) 審査中断の通知があったときは、当該自動車機構の長等から審査中断とした理由等について再確認し、受検者

(検査を受検するものをいう。)に対して適正な審査が可能となるよう指導するものとする。

なお、初回の審査依頼を行った日から 15 日以内に受検者から適正な審査が可能となった旨の申し出があった場合は、新たに 3-2-5 の手数料を徴収しないものとし、検査票 1 の審査の邪魔にならない部分に受付日付印を押印し、自動車機構へ再度審査依頼するものとする。

(2) 自動車機構において審査を継続する場合にあっては、口頭にて連絡を受けるものとし、当該自動車機構の長等から審査を継続とした理由等について確認する。なお、連絡後に審査を行う際の再度の審査依頼は行わないものとする。

(3) (1) なお書き及び (2) なお書きの取扱いについては、検査の予約は要しないものとする。

3-7 (検査証交付等)

3-7-1 検査証又は予備検査証の交付又は返付(以下「返付等」とする。)は、次の各号によるものとする。

(1) 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、検査証又は予備検査証を返付等する。

この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。

なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、検査証又は予備検査証の記録内容の走行距離計表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照合するものとする。

(2) 検査証又は予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証又は予備検査証の記録内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。

(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の個人情報に該当する内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-7-2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値(第 2 号に限る。)が、申請書又は検査証(検査証を有しない場合には、限定検査証又は登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書)に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計の表示値(申請書に記載されているものに限る。)と同一であることを確認する。

(1) 完成検査終了証 当該書面に記載された車台番号及び原動機の型式

(2) 保安基準適合証 当該書面に記載された車台番号及び当該書面の余白に記載された走行距離計の表示値

(3) 限定保安基準適合証 当該書面に記載された車台番号

3-7-3 (削除)

3-7-4 検査証又は予備検査証を再交付するときは、再交付する検査証又は予備検査証の備考欄に再交付の旨を、検査証にあっては法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録し、予備検査証にあっては記載するものとする。

3-7-5 電子情報処理組織により有効期間を記録し出力された検査証を返付した場合には、提出された検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-7-6 予備検査証に基づく検査証交付申請と同時に予備検査証の変更記録申請があるときは、予備検査証の変更記録をすることなく当該変更記録に係る事項を検査証に記録して差し支えない。

3-7-7 削除

3-7-8 継続検査後の検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記録事項を変更した検査証の返付であって、道路交通法第 51 条の 7 第 2 項に基づく放置違反金の滞納によって、検査証の有効期間の更新又は記録事項を変更した検査証の返付ができない場合には、検査証の備考欄(備考欄に記載できない場合は余白部分等)に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載とともに走行距離計の表示値の記載を行い受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。この場合において、放置違反金の滞納が無いことが確認されれば、検査証を発行し返付するものとする。

3-7-9 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合であって、当日中に自動車検査証の返付等が行えない事由がある場合にあつては、受検者と内容について確認するものとする。この場合、当該自動車の審査結果の通知がなされた日から15日以内であれば、既に通知された審査結果を有効なものとして処理して差し支えない。

3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 自動車機構から「不適合」の審査結果通知があったときは、法第71条の2第1項の規定による限定検査証を交付するものとする。この場合において、限定検査証の有効期間の起算日は、自動車機構が審査結果の通知を行った日とする。
- (2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行つたうえで直接手交することによって行うものとする。
この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。
- (3) 申請者が不在により交付が行えないときは、交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-8-2 自動車機構から法第71条の2第1項に該当する「不適合（使用停止）」の審査結果通知があった場合には、検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。なお、次の例は「使用停止」に該当するものとし、当該修理が行われた旨の申告があった際は、3-8-1により限定検査証を交付するものとする。

- ① かじ取装置の著しい損傷（例：ロッド及びアーム類の脱落）
- ② 制動能力の著しい不足（例：ブレーキ系統の失陥）
- ③ 燃料装置からの著しい燃料漏れ（例：燃料ホース・燃料パイプの切損、燃料タンクの亀裂）

3-8-3 限定検査証を交付する場合にあつては、次の各号によるものとする。

- (1) 限定検査証（その1）
電子情報処理組織により出力したものを交付するものとする。
- (2) 限定検査証（その2）
専ら電子情報処理組織により出力し、保安基準に適合しない部分の欄に、手書きにて保安基準に適合しない部分を記載する。ただし、電子情報処理組織によらないで限定検査証（その2）を交付する場合にあつては、検査票1の一部の複写又はその他適切な方法により限定検査証（その2）を作成し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 再交付する限定検査証（その1）の備考欄に再交付の旨を記載するものとする。
- (2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行つたうえで直接手交することによって行うものとする。
この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。
- (3) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-8-5 電子情報処理組織により有効期間を記録し出力された検査証又は限定検査証を返付した場合（3-7-5に掲げる場合を除く。）には、提出された検査証又は限定検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-8-6 自動車機構からの審査結果通知に基づく、継続検査申請に係る限定検査証交付の場合であつて、申請に係る自動車が道路交通法第51条の6第2項に基づく国家公安委員会から放置違反金滞納の通知を受けている場合には、限定検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨を記載し、限定検査証を交付することとする。

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、以下によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

(前方かつ運転者席から見易い位置)

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外

ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置

3-9-2 次に掲げる場合は、規則第 41 条の 2 第 2 項第 2 号に該当する例とする。

- (1) 検査標章をはり付けた自動車登録番号標若しくは車両番号標が滅失し、き損し、その識別が困難になったとき、又は法第 39 条第 2 項若しくは法第 76 条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなったとき。
- (2) 自動車登録番号標若しくは車両番号標に検査標章をはり付けた自動車について法第 14 条第 1 項の規定により運輸支局長が自動車登録番号を変更したとき、又は規則第 38 条第 4 項の規定により運輸支局長が車両番号を変更したとき。

3-9-3 運転者室又は前面ガラスを有しなかった自動車が運転者室及び前面ガラスを有することとなった場合は、規則第 41 条の 2 第 2 項第 3 号に該当する例とする。

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 検査標章再交付申請書と検査証又は限定検査証を照合すること。
- (2) き損し又はその識別が困難となったことを事由とする再交付の場合には、当該検査標章の提出を求めるものとする。
- (3) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証に記録されている有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載されている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

- (4) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の個人情報に該当する内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-9-5 検査証の有効期間の記録をした場合における既に交付された前面ガラスにはり付けてある検査標章で、検査証の有効期間と同一の有効期間を表示しなくなった検査標章は、自動車に表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-9-6 3-4-24(2)の規定に基づき検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録する自動車（前面ガラスのない自動車を除く。）については、検査標章（裏面下部の余白部）に「法定点検未実施（車検時）」を記載するものとする。

3-10 (二輪の小型自動車の車両番号の指定等)

3-10-1 法第 60 条第 1 項並びに規則第 38 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく二輪の小型自動車の車両番号の指定及び変更は、規則第 36 条の 3 の規定により行なうものとする。

3-10-2 規則別表第 3 第 4 号の場合における「ABEHKMY よ」については「駐留軍人軍属の私有自動車の登録の取扱について(昭和 33 年自登第 101 号・自車 696 号中記 3(2))」、「T」については「道路交通に関する条約、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律及び関係政省令の実施に伴う登録関係業務の取扱について(昭和 39 年自管第 88 号)」中記第 6、2、4 によるものとする。

3-11 (保安基準適合標章の表示)

保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付け、国自整第 353 号）に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-12 (基準緩和認定により自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記録された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 継続検査の申請の受理は、当該基準緩和自動車の検査証備考欄に記録された基準緩和の認定期限の残存期間の有無にかかわらず、申請を受理するものとするが、基準緩和の認定期限の残存期間が無い場合にあっては、検査証を返付しないものとする。ただし、基準緩和の認定期限の残存期間中に法第94条の5第2項の検査を実施し、基準緩和の認定期限の満了後に同検査に基づく有効な保安基準適合証の提出があったものについては、検査証の有効期間の更新を行い検査証を返付するものとする。

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-13 (基準緩和セミトレーラの基準最大積載量及び基準車両総重量の取扱い)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に検査証に職権により記録する。

3-14 (出張検査)

出張検査にあっては、この要領の定めるところによるほか、別添1「出張検査取扱要領」により実施するものとする。

3-15 (街頭検査)

街頭検査にあっては、この要領の定めるところによるほか、別添2「街頭検査取扱要領」により実施するものとする。

第4章 自動車の検査(技術関係)

4-1 から 4-15-2 まで 削除

4-15-3 保安基準第22条第5項の「大部分の窓」は、側窓総数2/3程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする(以下本章において同じ。)

4-15-4 から 4-21 まで 削除

4-21 の 2 (窒素酸化物等排出自動車の特例)

4-21 の 2-1 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。)における第31条の2告示の基準の適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

- (1) 法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車(以下「型式指定車」という。)であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領別紙1「完成検査終了証の記載方法」に基づき完成検査終了証に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値
- (2) 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年運輸省令第67号)による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定

車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。)であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、自動車型式認証実施要領附則 15 騒音防止及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領に基づき排出ガス検査終了証等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は自動車型式認証実施要領別添 2 新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

- (3) 「輸入自動車特別取扱制度」に基づく輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、輸入自動車特別取扱届出済書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は国土交通大臣に提出された車両諸元要目表に記載された諸元値
- (4) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等、輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車については、規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値
- (5) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入車特別取扱自動車であって原動機等又は等価慣性重量の標準値の変更が行われたものについては、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(昭和 50 年 11 月 12 日付け自車第 708 号・自公第 163 号)に規定する書面(当該変更前の自動車が第 31 条の 2 告示の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が同告示の基準に適合するものであることを証する書面として提出された書面)に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値

4-21 の 2-2 新規検査又は予備検査(法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。)及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における第 31 条の 2 告示の基準の適合性の判定については以下による。

- (1) 検査証等の備考欄に 3-4-21 の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記録がある自動車(原動機等の変更又は車両総重量の変更(当該変更により、第 31 条の 2 告示別表第 1、第 3 及び第 5 に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。))が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。)については、その記録により判定する。この場合において、4-21 の 2-3(6)から(9)による対策を講じたことにより検査証等の備考欄に 3-4-21 (1)の記録がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならない。
- (2) 原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が第 31 条の 2 告示の基準に適合するものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する(4-21 の 2-3(6)から(9)までの自動車を除く。))。

ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス 6 モード、ガソリン・液化石油ガス 13 モード、ディーゼル 6 モード又はディーゼル 13 モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。

- (3) 車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に 3-4-21 の規定に基づく記録のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記録のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添 1 自動車型式指定実施要領及び別添 2 新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

4-21 の 2-3 次の各号に掲げる自動車は第 31 条の 2 告示の基準に適合しているものとする。

- (1) 型式指定車((5)に規定する自動車を除く。)であって諸元表等に記載された窒素酸化物(軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質。(2)から(5)までにおいて同じ。))に係る諸元値が、別表第 2 の平均排出ガス基準以下であるもの。
- (2) 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等((5)に規定する自動車を除く。)であって諸元表等に記載された窒素

酸化物に係る諸元値が、別表第2の平均排出ガス基準以下であるもの。

- (3) 輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（(5)に規定する自動車を除く。）であって諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表第2の第31条の2告示の基準値以下であるもの。
- (4) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等、輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車以外の自動車であって、4-21の2-1(4)の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物に係る排出ガス値が別表第2の第31条の2告示の基準値以下であるもの。
- (5) 原動機等の変更が行われた自動車又は等価慣性重量の標準値の変更が行われた自動車（新規検査又は予備検査（法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）において判定する場合に限る。）であって当該自動車の窒素酸化物に係る排出ガス値が別表第2の第31条の2告示の基準値以下であるもの。
- (6) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（原動機等の変更が行われたものを除く。以下同じ。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値（輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車にあつては第31条の2告示の基準値。以下同じ。）を超えているもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。
- (7) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置（第2種粒子状物質低減装置を除く。）を、当該実施要領に基づき装着したもの。
- (8) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された粒子状物質に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値以下であり、かつ、窒素酸化物に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値を超えるものに低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。
- (9) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値を超えているもの（諸元値をもたないものを含む。）に低減改造認定実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあつては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減改造として認定・公表された改造を、当該実施要領に基づき行ったもの。

4-21の2-4 次の各号に掲げる自動車は第31条の2告示第2条の基準に適合していないものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって適用関係告示第28条第2項に規定する自動車（型式指定車を含む。）
- (2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって適用関係告示第28条第4項に規定する自動車
- (3) 軽油を燃料とする自動車であって適用関係告示第28条第1項第3号に規定する自動車

4-21の2-5 軽油を燃料とする自動車であって、適用関係告示第28条第8項、第12項、第17項から第20項まで、第22項、第25項、第27項、第28項、第30項、第31項、第33項、第34項、第37項及び第38項に規定するものは、第31条の2告示第5条の基準に適合しないものとする。

4-21の2-6 新規検査、予備検査、継続検査、臨時検査又は構造等変更検査において第31条の2告示第2条、第4条及び第5条の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての同告示第2条、第4条及び第5条の基準の適合性の判定は、4-21の2-1、4-21の2-2、4-21の2-4及び4-21の2-5の規定にかかわらず、当該書面により判定する。

4-21 の 2-7 4-21 の 2-1、4-21 の 2-2 及び 4-21 の 2-6 の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第 31 条第 1 項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、細目告示の規定若しくは適用関係告示の規定に適合するものであること。

4-21 の 2-8 法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車であって、抹消登録後 5 年が経過した自動車の第 31 条の 2 告示における初度登録日の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から 5 年前の日とする。ただし、5 年前の日が平成 5 年 12 月 1 日（車両総重量が 3.5 トンを超え 5 トン以下の自動車にあつては平成 8 年 4 月 1 日）以降のものにあつては、平成 5 年 11 月 30 日（車両総重量が 3.5 トンを超え 5 トン以下の自動車にあつては平成 8 年 3 月 31 日）とする。

(2) 初度登録年が判明する自動車にあつては、当該自動車の初度登録年の末日とする。

(3) 初度登録年月が判明する自動車にあつては、当該自動車の初度登録年月の末日とする。

4-21 の 2-9 平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け、検査証の記録事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成 14 年 10 月 1 日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

4-21 の 3 から 4-43 まで 削除

第 5 章 削除

5-1 から 5-10 まで 削除

第 6 章 雑則

6-1 検査標章の授受及び出納は、検査標章授受出納簿（第 5 号様式による。）により、明らかにしておくものとする。

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳表残数報告処理するものとする。なお、当該報告処理にあつては 4,000 枚を 1 箱とし、端数は切り捨てることとする。

6-3 自動車検査記録簿（乙）は、照合に便利なよう整理して、保管しておくものとする。

6-4 検査標章、職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印は、非常持ち出し扱いとし、これらを保管するロッカー等には非常持ち出しである旨を朱書明示しておくものとする。

6-5 使用不能となった検査証等の書類、検査標章、職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印は、さい断、せん孔等再使用を防止する措置を講じて廃棄するものとする。

6-6 申請書（添付資料（自動車機構の自動車審査証紙を含む。）を含む。）、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等、限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票及び審査時に出力される「（控）自動車検査証」は 1 カ年間（検査証の有効期間が 2 年に係るものにあつては、2 カ年間、3 年に係るものにあつては、3 カ年間）、検査標章授受出納簿は 3 カ年間、職権打刻台帳は 10 カ年間それぞれ保存しておくものとする。また、「キャッシュレス支払い内容確認書」が出力された場合は、申請書等とともに当該申請書等の保存年数に準じて保存しておくものとする。

6-7 6-6 の保存期間が経過した完成検査終了証、検査証等及び職権打刻台帳は、6-5 の例により廃棄するものとする。

6-8 削除

別表第 1

窒素酸化物特定自動車の窒素酸化物排出基準

車両総重量の区分	排出ガス 測定モード	ディーゼル車		ガソリン車・LPG車	
		第 31 条の 2 告示の基準	平均排出ガス 基準	第 31 条の 2 告示の基準	平均排出ガス 基準
1700kg 以下	10、10・15	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km
	6	100ppm	70ppm	220ppm	160ppm
	13	3.1g/kWm	2.6g/kWm	3.1g/kWm	2.6g/kWm
1700kg を超え 2500kg 以下	10、10・15	0.98g/km	0.70g/km	0.98g/km	0.70g/km
	6	210ppm	150ppm	360ppm	250ppm
	13	4.6g/kWm	3.4g/kWm	4.6g/kWm	3.4g/kWm
2500kg を超え 5000kg 以下	10、10・15	2.14g/km	1.53g/km	2.14g/km	1.53g/km
	6	350ppm	260ppm	600ppm	450ppm
	13	6.80g/kWm	5.0g/kWm	6.80g/kWm	5.0g/kWm
5000kg 超え	6	520ppm	400ppm	900ppm	690ppm
	13	7.80g/kWm	6.0g/kWm	7.80g/kWm	6.0g/kWm

注) 「排出ガス測定モード」欄中、「10、10・15」とは、ディーゼル車にあってはディーゼル 10 モード又はディーゼル 10・15 モードを、ガソリン車・LPG車にあってはガソリン 10 モード又はガソリン 10・15 モードを、「6」とは、ディーゼル車にあってはディーゼル 6 モードを、ガソリン・LPG車にあってはガソリン 6 モードを、また、「13」とは、ディーゼル車にあってはディーゼル 13 モードを、ガソリン・液化石油ガス車にあってはガソリン 13 モードをそれぞれいう。

別表第 2

窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車両総重量等の区分		排出ガス 測定モード	排出物	ディーゼル車		ガソリン車・LPG車	
				第 31 条の 2 に基づく告示 の基準	平均排出ガス 基準	第 31 条の 2 に基づく告示 の基準	平均排出ガス 基準
乗 用 車	車両重量 1265kg 以下	10、10・15	NO _x	0.48g/km	0.25g/km	---	---
		6		100ppm	70ppm	---	---
		13		3.1g/kWm	2.6g/kWm	---	---
		10・15	PM	0.055g/km	0.026g/km	---	---
		13		0.13g/kWm	0.04g/kWm	---	---
	車両重量 1265kg 超え	10、10・15	NO _x	0.48g/km	0.25g/km	---	---
		6		100ppm	70ppm	---	---
		13		3.1g/kWm	2.6g/kWm	---	---
		10・15	PM	0.055g/km	0.028g/km	---	---
		13		0.13g/kWm	0.04g/kWm	---	---
車両総重量 1700kg 以下	10、10・15	6	NO _x	0.48g/km	0.25g/km	0.48g/km	0.25g/km
				100ppm	70ppm	220ppm	160ppm
				3.1g/kWm	2.6g/kWm	3.1g/kWm	2.6g/kWm
	10・15	13	PM	0.055g/km	0.026g/km	---	---
				0.13g/kWm	0.04g/kWm	---	---
車両総重量 1700kg を超え 2500kg 以下	10、10・15	6	NO _x	0.63g/km	0.40g/km	0.63g/km	0.40g/km
				130ppm	100ppm	250ppm	200ppm
				3.4g/kWm	2.9g/kWm	3.4g/kWm	2.9g/kWm
	10・15	13	PM	0.06g/km	0.03g/km	---	---
				0.15g/kWm	0.05g/kWm	---	---
車両総重量 2500kg を超え 3500kg 以下	10、10・15	6	NO _x	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
				340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
				5.9g/kWm	4.5g/kWm	5.9g/kWm	4.5g/kWm
	10・15	13	PM	0.07g/km	0.04g/km	---	---
				0.175g/kWm	0.09g/kWm	---	---
車両総重量 3500kg 超え	10、10・15	6	NO _x	1.75g/km	1.14g/km	1.75g/km	1.14g/km
				340ppm	230ppm	580ppm	390ppm
				5.9g/kWm	4.5g/kWm	5.9g/kWm	4.5g/kWm
	10・15	13	PM	0.22g/km	0.14g/km	---	---
				0.49g/kWm	0.25g/kWm	---	---

注) 「排出ガス測定モード」欄中、「10、10・15」とは、ディーゼル車にあってはディーゼル 10 モード又はディーゼル 10・15 モードを、ガソリン車・LPG車にあってはガソリン 10 モード又はガソリン 10・15 モードを、「6」とは、ディーゼル車にあってはディーゼル 6 モードを、ガソリン・LPG車にあってはガソリン 6 モードを、「10・15」とは、ディーゼル 10・15 モードを、「13」とは、ディーゼル車にあってはディーゼル 13 モード、ガソリン・液化石油ガス車にあってはガソリン 13 モードをそれぞれいう。

第 1 号様式 削除

第2号様式

自動車検査票1

(様式1)

審査依頼書		独立行政法人自動車技術総合機構				検査部 殿 事務所 殿		検査手数料納付書					
01	検査の種類	継続検査 ・ 新規検査 ・ 構造等変更検査 ・ 予備検査						検査の受付					
	登録番号 又は車両番号	原動機型式		車台番号									
保安基準に適合しない部分													
02 同一 性等	長さ、幅、高さ、車両重量、定員、その他	05 乗車 装置	乗降口、車室、座席、通路、非常口、保護 仕切棒、隔壁、室内灯、インストルメントパ ネル、シートベルト、ヘッドレスト、難燃性、 その他	09 操縦 装置	識別表示、施設装置、ハンドル、かじ取 ホーク、ギヤボックス、パワーステアリン グ、セクターシャフト、ピットマンアーム、ド ラッグリンク、リレーロッド、タイロッド、ナッ クルアーム、アイドラアーム(ダストブ ーツ)、キングピン、その他	12 燃 料 装 置	燃料タンク、配管、継手、燃料ポンプ、 キャブレタ、燃料噴射装置、LPG燃料装置 /CNG燃料装置(ガス容器、車室との気密 /隔壁)、その他	確認印					
	03 原 動 機 ・ 動 力 伝 達 装 置	保安 装置	06 反 射 器 (前部、後部、大型車用、側方)、 警告器、運行記録計、消火器、非常信号 用具、窓ガラス(着色フィルム等)、サンバ イザ、ワイパー、ウォッシャー、デフロスタ、後 写鏡、アンダミラ、サイドアンダミラ、計器 類、警報装置、警光灯、サイレン、その他	07 燈 火 類	10 緩 衝 装 置	13 電 気 装 置	配線、バッテリー、発電/充電装置、点火装 置、高圧コード、端子、その他						
							04 車 わ く ・ 車 体			08 制 動 装 置	11 走 行 装 置	14 騒 音 ・ 排 出 ガ ス 対 策 装 置	15 内 圧 容 器 (導管、ドレインコック)、附属装 置、コーションラベル、証明書類(移動タン ク設置許可証、タンク証明書、緊急自動 車指定申請に関する書類、道路維持作業 指定申請に関する書類)、その他
[不具合状況] 汚損、損傷、破損、折損、劣化、摩耗、歪み、がた、緩み、遊び、脱落、亀裂、腐食、傾き、取付不良、機能不良、接触、接続、突起物、回転部分の突出、 変形、油漏れ、液漏れ、水漏れ、ガス・エア漏れ、燃料漏れ、液量、灯火不具合(切換、個数、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、 寸法不足、その他								審査結果通知書					
[その他の審査項目] 車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用/事業用、貸渡、制限車両、 ダンプ番号)、自重計、自重計適合証								運輸支局 殿 自動車検査登録事務所 殿					
[備考欄]								審査結果通知欄					
								納税証 重量税 申請書	保険証 手数料 記録簿	適合	不適合		
								審査中断					

第3号様式

注一、※印欄は該当事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該当事項以外のものは記入すること。

自動車検査票2													(様式2)					
初度登録年月		車 名		型 式		車 台 番 号			原動機の型式		ホイールベース (W)				前輪荷重割合			
											ホイールベース (計算上)		cm					
自動車の種別		用 途			自家用、事業用の別			車 体 の 形 状					※ $\leq \frac{1}{2}W - \frac{11}{20}W - \frac{2}{3}W$		%			
※ 普通、小型、 大型特殊		※ 貨物、乗用、乗合、特種用途、 貸渡、幼児専用、建設機械			※ 自 家 用 事 業 用			※ キャブオーバー、箱型、ノバン、 ステーションワゴン、オートバイ					オーバーハング		最大安定傾斜角度			
													同上(荷台内側) (c)		cm		左 右	
荷重分布		乗 車 定 員		最大積載量			車 両 重 量			車 両 総 重 量			オフセット (e = a / 2 - c)		cm			
前 輪																		
後 輪																		
計		人 kg		kg			kg			kg								
車両寸法		長 さ		巾			高 さ			燃料の種類			(備考欄記載事項 ※ 有 ・ 無)					
		cm		cm			cm			※ ガソリン、軽油、 LPG、メタノール、 CNG、電気、 その他								
荷台客室寸法		(a) cm		cm			cm			総排気量 又は定格出力			審査結果通知書					
										※			審査結果通知欄					
タイヤサイズ				許 容 荷 重					リフ トル KW			適合						
				タイヤ		軸 重		GVW										
(前)										車体の塗色			不適合					
										※ 赤、橙、茶、黄、 緑、青、紫、白、 灰、黒								
(後)													審査保留					
改造自動車等の通知 文書番号及び年月日		平成 年 月 日		号			確 認 印					再入場確認印		① ②				

第4号様式

自動車検査記録簿(乙)			受付印
車名	型式	車台番号	
備考			

第 5 号様式

檢 查 標 章 授 受 出 納 簿

[illegible]

第 6 号様式（削除）

出張検査取扱要領

第 1 条（自動車機構との業務協力）

円滑かつ効率的な出張検査を実施するため、自動車機構と緊密かつ広範に連携、協力して、業務の遂行を図るものとする。

第 2 条（出張検査場の指定）

出張検査場は、「自動車の出張検査場の指定について」（昭和 31 年 10 月 8 日自車第 634 号）に基づき指定されたところを原則とする。

第 3 条（出張検査の実施計画）

出張検査場を管轄する運輸支局等の長は、自動車機構と協議のうえ、出張検査場名、出張実施日、検査予定台数、その他出張検査の実施に必要な事項について、毎年度四半期毎の実施計画を策定するものとする。

なお、実施計画を策定した場合には、自動車機構及び関係団体に通知するとともに、運輸支局等内に公示するものとする。

第 4 条（検査の予約）

出張検査は予約により行うことを原則とする。

また、予約台数の設定については、自動車機構と協議のうえ決定するものとする。

第 5 条（実施体制）

出張検査は、原則として自動車検査官を含めた職員により実施するものとする。

ただし、やむを得ない事由により自動車検査官以外の運輸支局等の職員により実施する場合においては、当該出張検査を担当する自動車検査官を指名のうえ、当該自動車検査官の指示、監督のもとに実施するものとする。

第 6 条（出張検査の実施）

出張検査は、第 3 条の実施計画に基づき実施する。

ただし、緊急やむを得ない事由等により出張検査を実施する必要がある場合であって、自動車機構の了解を得たときは、これによらないことができるものとし、自動車機構に対してその旨通知するものとする。

第 7 条（自動車機構のみで実施する出張検査の取扱い）

- 1 自動車機構のみで出張検査を実施する場合には、当該出張検査を担当する自動車検査官を指名のうえ、当該自動車検査官の指示、監督のもとに実施するものとする。
- 2 自動車機構のみで出張検査を実施する場合には、申請者から出張検査の前日までに申請に必要な書面の提出を受けるものとし、出張検査当日までに自動車機構に対し出張検査に必要な書面を手渡ししておくものとする。
- 3 自動車機構から審査結果の通知を受けた場合には、当該出張検査を担当する自動車検査官は、自動車機構に対し自動車検査証の手交等必要な作業依頼を行うものとする

第8条（業務処理）

出張検査終了後は、必要な業務量の集計作業を行うとともに、電子情報処理組織による処理等を行うものとする。

街頭検査取扱要領

第 1 条（自動車機構との業務協力）

円滑かつ効率的な街頭検査の実施のため、自動車機構、警察等と緊密かつ広範に連携、協力して、業務の遂行を図るものとする。

第 2 条（実施計画）

運輸支局は、自動車機構と協議のうえ、毎年度四半期毎の街頭検査実施計画を策定するものとし、実施計画の策定後はこれを自動車機構に対し通知するものとする。

ただし、対象とする自動車を限定する等の事由により、自動車機構への審査依頼を必要としない場合にあっては自動車機構との協議を行わないことができるものとする。

第 3 条（実施体制）

- 1 街頭検査は、実施する場所を管轄する運輸支局が主体となって実施するものとする。
- 2 街頭検査は、自動車検査官を含めた人員構成により実施するものとする。
- 3 街頭検査を実施するにあたっては、街頭検査の指揮又は関係官署との調整等を行うため、自動車検査官の中から実施責任者を置くものとする。

第 4 条（実施）

- 1 街頭検査は、第 2 条の実施計画に基づき実施するものとする。

ただし、緊急やむを得ない事由により街頭検査を実施する必要がある場合にあっては、これによらないことができるものとする。

この場合において、必要に応じて自動車機構に対し街頭検査の協力要請を行うものとする。

- 2 街頭検査における自動車機構への審査依頼は、原則として警察官により街頭検査実施場所に停止することを命じられた自動車に対し行うものとする。

第 5 条（整備命令書の発令）

自動車機構から保安基準に適合しない旨の審査結果の通知があった自動車については、整備命令書の交付その他必要な措置をとるものとする。

第 6 条（整備確認に係る審査依頼）

整備確認に係る自動車機構への審査依頼は、整備命令書に受付印を押印し、これに自動車検査証を添付して行うものとする。

第 7 条（整備確認後の処理）

自動車機構から保安基準に適合している旨の確認印が整備命令書の確認欄に押印された整備命令書により審査結果の通知があった場合については、整備命令の取消手続きを行うものとする。

第 8 条（緊急時の措置）

- 1 街頭検査を実施する場合には、不測の事態に備えて緊急連絡体制を整備しておくものとする。
- 2 緊急事態が発生した場合には、緊急避難措置を講じたうえで関係者の安全確保を図るものとする。

第9条（街頭検査実施後の業務処理）

街頭検査終了後は、自動車機構と協力して実施場所の整理等を行うとともに、業務量の集計作業等を行うものとする。

別添 3

添付書類（キャッシュレス決済による申請の提出書類等については、3-2（申請書の受理）に定める取扱いに従うものとする。）

1. 継続検査又は臨時検査の申請

(1) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(ア) 継続検査申請書

臨時検査申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されてる場合は限定自動車検査証）

(エ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

(オ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

(a) 適合判定された審査結果の通知

(b) 有効な保安基準適合証

(c) 限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備において整備を行った場合に限り必要）

(カ) その他の必要書類

(2) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）

(ア) 自動車税等の滞納のないことを証するに足る書面（継続検査の場合に限り必要）

(イ) 点検整備記録簿

(ウ) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

(エ) その他の必要書類

2. 予備検査の申請

2.1. 新車（初めて検査を受ける自動車）

(1) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(a) 予備検査申請書

(b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(c) 保安基準に適合していることが確認できる書面

i 適合判定された審査結果の通知

(d) 保安基準第31条第2項に適合するものであることを証する書面

i 排出ガス検査終了証

ii 輸入自動車特別取扱届出済書

iii 公的試験機関において実施された試験結果を示す書面

(e) 保安基準第30条第1項に適合するものであることを証する書面

次のうちいずれかのもの

i 認められた機関において実施された試験結果を表す書面

ii 輸入自動車特別取扱届出済書

(f) その他の必要書類

(イ) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）

- (a) 譲渡証明書
- (b) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

次のうちいずれかのもの

- i 自動車通関証明書
- ii 輸入自動車等の打刻届出書

- (c) その他の必要書類

(2) 型式指定自動車の場合

- (ア) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

- (a) 予備検査申請書
- (b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (c) 完成検査終了証（有効期限切れの場合は完成検査終了証に加えて適合判定された審査結果の通知）
- (d) その他の必要書類

- (イ) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）

- (a) 譲渡証明書
- (b) その他の必要書類

2. 2. 中古車（初めて検査を受ける自動車以外）

- (1) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

- (ア) 予備検査申請書
- (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- (ウ) 限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けた場合に限り必要）
- (エ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

- (a) 適合判定された審査結果の通知
- (b) 有効な保安基準適合証
- (c) 限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備において整備を行った場合に限り必要）

- (オ) その他の必要書類

- (2) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）

- (ア) 譲渡証明書
- (イ) 登録識別情報等通知書（新車の場合は不要）

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車においては一時抹消登録証明書

- (ウ) 自動車検査証返納証明書（二輪の小型自動車（新車を除く。）の場合に限り必要）

- (エ) その他の必要書類

3. 自動車予備検査証記入の申請

提出書類

- (ア) 自動車予備検査証記入申請書
- (イ) 自動車予備検査証
- (ウ) その他の必要書類

4. 自動車予備検査証再交付の申請

提出書類

- (ア) 自動車予備検査証再交付申請書
 - (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
 - (ウ) 自動車予備検査証
 - (エ) その他の必要書類
5. 限定自動車検査証の再交付の申請
- 提出書類
- (ア) 限定自動車検査証再交付申請書
 - (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
 - (ウ) 限定自動車検査証
 - (エ) その他の必要書類
6. 検査標章の再交付の申請
- (1) 提出書類
 - (ア) 検査標章再交付申請書
 - (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
 - (ウ) その他の必要な書類
 - (2) 提示書類
 - (ア) 自動車検査証

附則（平成 15 年 10 月 1 日 国自技第 143 号）

（適用時期）

この改正は、公布の日以降の申請から適用する。

附則（平成 15 年 10 月 31 日 国自技第 175 号）

この要領は、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。

ただし、この改正規定の適用の際現にあるこの要領による改正前の様式 1 による検査票は、この要領による改正後の様式 1 にかかわらず、当分の間、車台番号欄近くの余白に走行距離計表示値欄をゴム印等により記載することにより使用することができる。

附則（平成 15 年 12 月 26 日 国自技第 221 号、国自環第 201 号）

この要領は、平成 16 年 1 月 1 日から適用する。

ただし、従前の様式の検査標章を使用した場合は、3-9-1 及び 6-1 は従前の取扱いによるものとする。

附則（平成 16 年 4 月 8 日 国自技第 11 号）

（適用時期）

この改正は、平成 16 年 4 月 8 日から適用する。

附則（平成 16 年 11 月 9 日 国自技第 134 号）

（適用時期）

この改正は、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。ただし、3-4-10 及び 3-4-11 (10) ①及び②については、平成 16 年 11 月 9 日から適用する。

附則（平成 17 年 4 月 13 日 国自技第 271 号）

この要領は、平成 17 年 4 月 13 日から適用する。

附則（平成 17 年 12 月 13 日 国自技第 198 号）

この要領は、平成 17 年 12 月 21 日から適用する。

附則（平成 18 年 5 月 31 日 国自技第 49 号）

本改正規定のうち、自主防犯活動用自動車の自動車検査証備考欄への記載については、平成 18 年 7 月 1 日から適用し、その他の改正規定は、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附則（平成 18 年 9 月 27 日 国自技第 140 号、国自環第 138 号）

本改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。ただし、3-4-11 (5) の規定は平成 19 年 1 月 1 日から適用することとし、3-4-19 29. のうち平成 18 年 9 月 30 日以前に高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車として登録された自動車であって座席ベルトの構造、取付位置に変更がない自動車に係る規定は、平成 19 年 9 月 30 日までは従前の例により取り扱ってよい。

附則（平成 19 年 1 月 4 日 国自技第 201 号）

（適用時期）

1 この要領は、平成 19 年 1 月 9 日から適用する。

附則（平成 19 年 7 月 31 日 国自技第 93 号、国自環第 64 号）

この通達による要領の改正は、平成 19 年 9 月 1 日から適用する。

ただし、法第 7 条第 3 項の規定により完成検査終了証の提出をもって自動車の提示に代える型式指定自動車にあつては、改正後の規定にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日以降において新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査のいずれかを初めて受検するまでの間、検査証等の備考欄に、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨を記載しないこととする。

附則（平成 19 年 12 月 13 日 国自技第 188 号）

本改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から適用する。

附則（平成 20 年 7 月 7 日 国自技第 58 号）

本改正規定は、平成 20 年 7 月 7 日から適用する。

附則（平成 20 年 10 月 8 日 国自技第 140 号）

（適用時期）

この要領は、平成 20 年 10 月 15 日から適用する。ただし、3-2-4(3)及び 3-7-2 の規定は平成 20 年 11 月 4 日から適用する。

附則（平成 21 年 3 月 31 日 国自技第 291 号、国自環第 234 号）

本改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 章、第 6 章及び第 1 号様式の改正については、平成 21 年 7 月 1 日から適用することとする。

附則（平成 21 年 8 月 25 日 国自技第 138 号、国自環第 106 号）

本改正規定は、平成 21 年 8 月 31 日から適用する。

附則（平成 22 年 2 月 5 日 国自技第 264 号、国自環第 243 号）

本改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 23 年 3 月 31 日 国自技第 284 号、国自環第 200 号）

本改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。ただし、3-4-19 の表 15-1(5)及び 3-4-20 の 2 の改正については、平成 23 年 3 月 31 日から適用する。

附則（平成 26 年 2 月 12 日 国自審第 1465 号、国自整第 284 号）

本改正規定は、平成 26 年 2 月 12 日から適用する。

附則（平成 26 年 2 月 12 日 国自整第 323 号）

本改正規定は、平成 26 年 2 月 17 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 7 月 18 日 国自整第 76 号）

本改正規定は、平成 26 年 7 月 18 日から適用する。

附 則 （平成 27 年 3 月 31 日国自技第 195 号 国自整第 349 号）

本改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、3-4-12 及び 3-4-20 の表の規定については、平成 27 年 5 月 1 日から適用することとし、3-4-25 の規定については平成 27 年 6 月 1 日から適用することとする。

また、この改正要領の適用の際現にあるこの要領による改正前の様式 1 及び様式 2 の検査票は、この要領による改正後のそれぞれの様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （平成 28 年 3 月 30 日 国自整第 429 号）

本改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式 1 の検査票は、この要領による改正後のそれぞれの様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （平成 28 年 5 月 12 日 国自環第 32 号 国自整第 38 号）

本改正規定は、平成 28 年 5 月 12 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 10 月 31 日 国自審第 1235 号、国自整第 196 号）

本改正規定は、平成 28 年 10 月 31 日から適用する。

附 則 （平成 28 年 12 月 26 日 国自環第 199 号、国自整第 271 号）

本改正規定は、平成 28 年 12 月 26 日から適用する。ただし、3-4-20 の表 26. 及び 6-2 の規定は平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式 1 の検査票は、この要領による改正後のそれぞれの様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （平成 29 年 12 月 13 日 国自環第 138 号、国自整第 214 号）

本改正規定は、平成 29 年 12 月 13 日から適用する。

附 則 （平成 30 年 3 月 28 日 国自技第 245 号、国自整第 346 号）

本改正規定は、平成 30 年 3 月 28 日から適用する。ただし、3-2-5-2、3-3-1、3-3-2 及び 3-7-1(1) の規定は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式 1 の検査票は、この要領による改正後の様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （平成 31 年 3 月 22 日 国自技第 256 号、国自整第 305 号）

本改正規定は、平成 31 年 3 月 22 日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式 2 の検査票は、この要領による改正後の様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （令和 2 年 2 月 28 日 国自整第 298 号）

本改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 2 年 3 月 31 日国自技第 266 号、国自整第 348 号）

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和２年４月１日）から施行する。

附 則 （令和２年９月１日国自基第 72 号、国自整第 138 号）

公布の日から施行する。

附 則 （令和２年 12 月 9 日国自基第 117 号、国自審第 1658 号、国自整第 218 号）

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。
- 2 令和４年 6 月 30 日以前の申請にあっては、「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和２年 3 月 31 日付国自技第 269 号）の一部改正による第 5 第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、本改正前の第 5 第 1 項第 4 号の規定に適合するものであればよい。

附 則 （令和２年 12 月 23 日国自総第 283 号）

本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。

附 則 （令和４年 1 月 7 日国自審第 1699 号国自整第 225 号）

公布の日から施行する

附 則 （令和４年 3 月 31 日国自整第 306 号）

1. 本改正は、令和４年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和４年 3 月 31 日以前に既に登録を受けている自動車であって、令和４年 4 月 1 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、本改正による改正後の 3-4-20 17-1. の規定を適用しないことができる。

附 則 （令和４年 12 月 23 日国自整第 207 号、国自情第 255 号）

本改正規定は、令和５年 1 月 4 日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にある令和４年国土交通省令第 45 号による改正前の「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令」第 18 号様式の自動車検査証による申請等は、従前の取扱いによることができる。

附 則 （令和５年 2 月 22 日国自整第 245 号、国自情第 312 号）

本改正規定は、通知の日から施行する。

ただし、3-9-1 の規定にあっては、令和５年 7 月 3 日から施行する。

附 則 （令和７年 3 月 24 日国自整第 262 号）

本改正規定は、令和７年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 8 年 2 月 16 日国自整第 239 号）

本改正規定は、通知の日から施行する。